

◎議 事 日 程（第5号）

令和7年12月19日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第45号 愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 愛西市部設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第48号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第50号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第51号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第52号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第53号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第54号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第55号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第56号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第57号 愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第16 議案第59号 愛西市水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第60号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第61号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第62号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第63号 愛西市永和児童館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第64号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第65号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第66号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第67号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第68号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第69号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第70号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第71号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第29 議案第72号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第73号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第74号 令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第75号 令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 請願第2号 市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願
- 日程第34 議案第76号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第77号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第78号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第79号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第38 議案第80号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第39 議案第81号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第82号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第83号 令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第84号 令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第43 委員会付託の省略について
- 日程第44 議案第76号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第77号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第46 議案第78号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第47 議案第79号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第48 議案第80号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第49 議案第81号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第50 議案第82号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第51 議案第83号 令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第52 議案第84号 令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第53 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第54 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（16名）

1番	馬 渕 紀 明 君	3番	中 村 文 武 君
4番	河 合 克 平 君	5番	真 野 和 久 君
6番	永 田 千 佳 君	7番	吉 川 三 津 子 君
9番	鬼 頭 勝 治 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	角 田 龍 仁 君	12番	近 藤 武 君
13番	原 裕 司 君	14番	佐 藤 信 男 君
15番	杉 村 義 仁 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（1名）

2番 佐 藤 旭 浩 君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄 利 子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	企 画 政 策 部 長	西 川 稔 君
市 民 協 働 部 長	山 岸 忠 則 君	教 育 部 長	佐 藤 博 之 君
保 險 福 祉 部 長	田 口 貴 敏 君	健 康 子 ども 部 長	人 見 英 樹 君
産 業 建 設 部 長	宮 川 昌 和 君	上 下 水 道 部 長	山 田 英 穂 君
消 防 長	伊 藤 政 儀 君	総 務 課 長	伊 藤 靖 幸 君
財 政 課 長	堀 田 毅 君	人 事 課 長	加 藤 貴 也 君
経 営 企 画 課 長	渡 邊 典 夫 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	長 谷 川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

2番・佐藤旭浩議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

会議前に、山岡幹雄議員より発言の許可を求められましたので、発言を許可いたします。

○16番（山岡幹雄君）

先日の私の一般質問で議員の皆様にご内容の訂正と削除ということで御説明をさせていただきました。なお、今回、選挙と詐欺を削除という説明しましたが、選挙を審査、詐欺を誤解を招くということに訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

本日の追加議案について、12月15日月曜日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

12月15日に議会運営委員会を開催し、追加議案として、議案第76号から議案第84号について御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をいたしました議案等につきましてそれぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月12日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正については、主な質疑で、これまで観光事業に関

わるものについては、どこの課も基本的に観光事業として位置づけてこなかったと思うが、今回新たに観光に関することを企画政策部が担うということかとの質疑に対し、今までは産業建設部産業振興課において観光の主な業務を行っており、その内容については、観光協会に関する事務や観光案内所の維持管理、近隣市との連携事業などであるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正については、主な質疑で、派遣することができる団体として含めるときの基準はあるのかとの質疑に対し、派遣する基準としては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で指定されている法人である。この法律では、一般社団法人、一般財団法人、一般地方行政、独立行政法人その他政令で定められた法人と定められており、今回観光協会が法人格を取得したので追加したとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、主な質疑で、今回様々な条例で市民に対する助成金等の持続可能性として削減の提案をされているが、特別職の給与に関し、持続可能性という観点から、市としてどのように考えているのかとの質疑に対し、近年の物価上昇に伴い、特別職及び議員報酬月額等も人事院勧告にある国の指定職と同程度の2.8%増額をすべきという意見もあったが、今回行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があると判断し、そういった財政的なことも踏まえて、改定率の半分の1.4という形で答弁があり、持続可能性なども含めて1.4%という判断をいただいていると考え、今回答申どおりに上げていただいたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第49号から議案第51号は全員反対で否決されました。

議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定については、主な質疑で、最初から指定管理という形を取っているが、指定管理をすることで市として運営ノウハウや資格を持った職員がおらず、本来は詳しい職員が業者の運営チェックをすることが必要と考えるが、どのような対応をしているのかとの質疑に対し、炉など様々な改修については、実際の現場で説明を受け、損傷の程度を確認しながら、市の職員で確認できることについて1個ずつ潰しながら予算を立てている。火葬の技術等については、市の職員ではなかなか判断できないところではあるが、遺族から苦情もなく、逆にお褒めの言葉をいただいている。市として毎月チェックをしながら、修繕についても資料だけではなく、実際の現場を確認しながら進めているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第60号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び議案第

62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定については、主な質疑で、推進協議会に指定管理をしていただいているが、意見聴取など行っているのかとの質疑に対し、各コミュニティ推進協議会とは定期的に会合や面接等を行い、お互いの問題など情報交換をしながら進めている。現在は大きな問題はないということで報告を受けているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第61号及び議案第62号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定については、主な質疑で、永和地区公民館の関係で、前回の負担行為の金額を比べると218%、倍近く上がっているが、この理由はとの質疑に対し、218%に上がった要因は、今年度までが5年間の契約で約3,000万、次回指定管理料の総額3年間の契約で3,900万で、今まで館長1人分だった人件費部分に、非常勤職員として嘱託職員と臨時職員分が増えているため、人件費が増加したものであるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第69号及び議案第70号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）は、主な質疑で、10款2項1目17節小学校の器具について、今回大型提示装置を購入するということだが、プロジェクターではなくモニターに替える理由はとの質疑に対し、現在教室に設置してあるプロジェクターが故障しているため、特別支援学級に設置されているプロジェクターを移設し、特別支援学級に、設置しやすさや金額面を考慮してスタンドつきの50型ディスプレイを設置することという計画をしているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第71号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました請願について審査いたしました。

請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願について、議員間討議の後、賛成討論があり、審査いたしました結果、全員賛成で採択されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

#### ○5番（真野和久君）

ただいまの審査報告についてですけれども、議案第49号から議案第51号については反対討論を行いましたので、先ほどの報告では、反対討論、賛成討論なしと言われましたが、その点の修正をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○議長（近藤 武君）

ちょっと暫時休憩を取らせていただきます。

午前 9 時 42 分 休憩

午前 9 時 43 分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

山岡幹雄議員。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

先ほど真野議員から御指摘がありました議案第49号から51号で反対討論がなしということでしたが、今確認しましたところ、反対討論がありましたので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

○建設福祉委員長（馬淵紀明君）

建設福祉委員会の結果を御報告いたします。

建設福祉委員会は、12月15日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について、主な質疑では、基金を道の駅等に使うことに限定することについて、なぜ限定しないといけないのかの質疑に対し、道の駅から生まれた収入の使い道を道の駅の整備に充てることを明確にするためであるという答弁でした。

また、指定管理者が直すのか、市が直すのかという分岐点のところがあるのかの質疑に対し、基本的には指定管理者が直し修繕を負担するという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、主な質疑では、余裕活用型にした理由はの質疑に対し、今定員枠の枠の中でやれるということは、今回愛西市としては余裕型を選択したという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する

条例の一部改正について、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、主な質疑では、今回のこの改正でどのように変わるのか、受給対象者となる方は今後どのようになるのかの質疑に対し、現在受給者証をお持ちの方は、有効期限まで1年の有効期限であるが、有効期限までは対象となり、今後、令和8年4月以降、新規で精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちでない方で、精神疾患による入院治療を受ける方は、精神障害者保健福祉手帳1級、または2級を次取得していただくことを勧めていく。また、今後は、病院と関係機関には制度変更の周知をしていく。生活に伴い困った方がお見えになれば、生活困窮障害者相談支援事業等につないで切れ目のない支援を行っていくという答弁でした。

また、手帳を持っている3級の方は対象外になるのかの質疑に対し、3級の方は対象外になるという答弁、さらに3級が対象にならなくなるということで何か検討はの質疑に対しては、近隣と県の基準であるとか他市との比較等の中で研究し、検討したという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、主な質疑では、なぜこのタイミングで改正を行うのか、支給金額はどのように決定したのかの質疑に対し、本市は他市と比べて手厚い支給を行ってきたが、持続可能な制度とするために事業の見直しを行った。金額については、人口及び財政規模、生活圏の状況、近隣市の状況、障害者支援制度の現状を踏まえ、他市と同等の水準で支給することとし、金額を決定したとの答弁でした。

また、どのような協議があつてこの金額に落ち着いたのかの質疑に対し、県内全域や近隣他市、県外近隣市等を参考にし、同水準の形で検討を進めたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正についてでは、質疑はなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について、質疑の後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正について、主な質疑では、現在指定を受けている業者は何件かの質疑に対し、上水道の指定業者数について、給水装置指定工事業者登録業者数は104社、下水道の排水設備指定工事店の登録業者は142社であるとの答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定については一括議題として審査し、質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、議案第63号、64号、65号、66号、67号、68号は賛成多数で原案のと

おり可決されました。

議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託を受けた部分について、主な質疑では、6款1項5目農業土木費、8款3項1目都市計画総務費、9款1項3目消防施設費、それぞれ財源振り分けの内訳と起債、交付税措置はの質疑に対し、農業土木費は、排水路排水事業が7,052万2,000円、経営体育成基盤整備事業が5,206万5,000円、排水路排水事業で借入限度額1,910万円、経営体育成基盤整備事業で借入限度額を3,900万円の増額、償還期間はこれらから借り入れるものではなく、あくまで予定、起債年数については10年程度、交付税措置はない。

都市計画総務費は道路改良事業に充当するもので、事業費総額は1億6万800円、今回地方債は9,000万円、償還期間は現在では10年程度を想定している。交付税措置はない。

消防施設は、高規格救急自動車更新事業、事業費総額3,700万6,000円、地方債が700万円で、起債年数は8年を予定しており、交付税措置率は70%の予定との答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、議案第72号、73号、74号、75号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第45号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・角田龍仁議員。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

まず申し上げますが、私は道の駅そのものや地域振興の取組を否定する立場ではありません。しかしながら、既に多額の公費を投じて整備された道の駅が存在するにもかかわらず、さらに道の駅だけに使う基金を新設することについては、到底賛成できないものであります。

本市の道の駅は、用地取得、施設整備、関係インフラを含め、既に市民の税金を用いて多額の予算が投入されてきた事業であります。その上で、今回さらに道の駅のためだけに使うことを前提とした基金を新設することは、事実上、特定施設への財源の二重確保、さらには恒常的な財政優遇措置にほかなりません。一つの施設に対して、建設時に多額の予算、その後も専用基金で支え続けるこの構造は、ほかの公共施設との公平性を著しく欠くものであります。

第2に問題となるのは、財政規模の問題です。基金を設けるということは、今後もこの施設に特別にお金を入れ続けますという市としての強い意思表示であります。しかし、収支改善が見込めない場合、想定以上に修繕費や運営費がかかった場合、そのたびに基金があるから、基金を積み増すからという判断を繰り返されることになりかねません。これは、事業の事後検証や撤退判断を困難にし、際限なき税金投入を正当化する仕組みになってしまいます。

第3に、基金新設のタイミングの問題です。もし本当に道の駅の維持管理や将来負担に備える必要があるのであるならば、本来は、事業計画の段階でこの財源を含めて市民と議会に示すべきでありました。多額の予算を投じて整備した後になって、やはり専用の基金が必要だとするのは、事業の見通しが甘かったことを結果的に認めているに等しいと思います。これは、市民への説明責任の観点からも極めて問題であります。

本市には、老朽化した公共施設、学校の整備等、高齢者、子育て支援、防災対策など待ったなしの課題が山積みしております。その中で、既に多額の税金を投入した一つの施設のためだけに基金を新設することが本当に市民全体の利益にかなうのか、市民の多くはそこに納得できるとは到底思えません。

以上の理由から、既に多額の公費を投入した事業であること、特定施設への二重構造的な財政優遇となること、財政規模と説明責任を欠いていること、これらを総合的に判断し、本議案、愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定については反対するものであります。議員各位におかれましては、一施設ありきではなく、市全体の将来と財政の公平性を重視した御判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今、角田議員からたくさん理由が述べられておりますが、少し加えてお話をさせていただきたいと思います。

財源が少ない愛西市の行財政改革は、税収を増やし、支出を減らすことです。それなのに、利益を一般会計に入れず、道の駅だけに使うこの基金条例には納得ができません。何のための道の駅なのでしょう。

また、他市町村の事例として、同様の基金条例を持っている新城市のことが紹介されましたが、裏を返せば、新城市しかこういった基金条例を持っていないということであり、金額も大

変少ない金額です。学校統廃合や防災など、すべき事業が沢山ありながら、道の駅を優先させようとするこの基金条例には納得できません。よって、道の駅に特化した基金は必要ないと考え、この基金条例には反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

基金条例を制定して、利用料と合わせて1,000万円を一般財源として取り扱うのではなくて、道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備にしか使えない特定財源として、基金として積み立てるということには反対であります。今後整備をした後も、一般財源から毎年8,500万円を指定管理料として指定管理業者に支払い、また毎年借金の返済にも1億円以上支払いが発生する。利用料と収益と合わせた1,000万円というのは、一般会計の人件費や扶助費、物件費や公債費に充てることのできる一般財源とすることが通常ではないか、そのように考える次第であります。

他の施設と同様に、個別整備計画をつくって将来の負担の均衡を図る、そういうことが必要であります。今回の基金条例について、基金を残していくということではなくて、個別施設計画をつくり整備をする中で、そのときの起債を行い、持続可能性を確保していくということが今後必要であります。

市民サービスについては削減を、そしてH A S Uパークからの収益についてはH A S Uパークにしか使わないよという特定財源にしてしまう、そんなあべこべな、逆立ちをしたような、市民にしわ寄せをするような市政運営というのはあってはならないと考え、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

これまで、平成29年に制定された旧愛西市立田地区交流拠点施設整備基金条例がスタートし、整備の財源を確保するために、立田ふれあいの里運営連絡協議会から当初3,000万円の寄附を基金に積み立て、翌年から売上げの1%、もしくは限度額300万円に定め、目的基金として運用されてきました。

新たに制定する愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備基金条例の財源の確保については、一般財源からの財源ではなく、道の駅の産直売場等の売上収益の20%として上限を定めないことや、東ゾーンのレストラン使用料を財源とし、年間見込額約1,000万円を基金に積

み立てる条例の制定であります。

HASUパークの整備に当たっては、市の一般財源を含め、合併特例債等の有利な財源を活用し、施設整備や備品整備等が行われてきたわけであります。今後HASUパークを運営する中で、当然器具、備品等修繕や更新時期を迎えるための財源の確保は、計画的に進める必要があります。この財源確保については、営利を目的とした公園内のレストランの経営の施設使用料や農家の方たちが出品された産直等の売上げから収益を得ることになります。

そのためには、多くの来店者が買物を楽しんでいただければ収益増、そして基金積立増につながります。我々議員の中にもお米や和菓子など出品され、HASUパークの収益に協力をいただいております。このように生産者の御理解、御協力により収益を上げていただくことをお願いし、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里HASUパーク整備基金条例の制定について賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第46号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

国が進める事業ですが、そもそも地域の自治体を無視した事業であるということで反対です。現場の保育士不足を無視した施策だと私は思っています。市からの答弁もありましたが、現在佐屋中央保育園、そして佐織保育園で一時保育がされておりますが、一時保育は、保護者の負担軽減、緊急避難のためにあり、預かる理由が必要です。

一方、今回の乳児等通園支援事業は、子供の育ちへの応援であって、保護者の理由は不要な仕組みです。このように机上論では仕組みが違い、説明が違っていますが、実際の運用は、保育園の保育士の人数に余裕がある日のみの受入れとなり、乳児等通園受入事業が多数あれば、

緊急を要する一時保育を断ることもあり得る仕組みということです。

つまり、今までの一時保育に乳児等通園支援事業利用者が増えるのに、保育士も増えるわけではない。一時保育に新しい事業が加わるとなれば、利用者も増えることが予測されますが、保育士が増える、そんなことも対処されていないのが現状であります。

ほかにもファミリー・サポート・センター事業があります。なぜ、あえて緊急で困る人の受入れである一時保育事業を圧迫する事業をしようとするのか理解できませんので、反対いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例については、国が進めることも誰でも通園制度と言われる内容を愛西市で具体化することを進める条例制定になりますが、最低基準の内容を決めるということをやっているこの条例の中には、国基準に対して1人当たり面積を3.3平方メートルにするという内容だけの最低基準の上乗せがあるだけであります。職員の配置基準については、今国においては、1歳児の子供に対して5人に1人ということ改善されてきている中でありますが、最低基準は従来の6人に1人ということになっています。さらには、職員のうち半数が保育士であればいいという内容となっています。

質疑の中では、公立保育園を中心に行っていく、公立保育所の中では全てが保育士だというお話もありましたが、であるならば、条例もそのようにすればいいのであって、条例でわざわざ最低基準を現状行えるものよりも少なくする、低くする必要がないのであります。心身ともに健やかに育成されるということ最低基準をつくる条件と条例上にも記載がありますが、このような今回の条例にある最低基準では、子供の命と安全が脅かされる可能性があり、以上の点で反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第47号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第48号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について賛成ではありますが、少し意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

観光協会等の職員が退職したからといって、市が穴埋めで職員を送るようなことがあってはなりません。基本は団体が責任を持って人材確保をすべきです。今回は、観光協会が一般社団法人という法人になったのであって、派遣を決めているわけではない。派遣をする場合、補助金は減額するとの答弁でした。今後におかれましては、市内にも一般社団法人とか様々な法人があります。この条例に含めるに当たっての条件等を明確にされ、派遣するに当たっての目的なども説明責任が果たせるような体制をつくって運用していただくことを要望し、賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第49号から日程第8・議案第51号まで（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第8・議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの反対の立場で討論をいたします。

今市が直面している状況は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、歳入面では住民税や法人市民税などが今後減少することが想定され、自主財源が減少することが考えられます。一方、歳出面では、高齢化に伴う扶助費の増加や老朽化した公共施設の廃止や統廃合も進まず、その維持管理に多大な費用を要するなど、これまで以上に財政運営の持続可能性が課題となり、市が持続可能な自治体になるように、歳入に見合った歳出構造への転換に向け進み始めました。財政改革を断行し、歳出削減に取り組み、市民の方への丁寧な説明と限られた財源を最大限に生かし、効率的な実効性のある財政運営とし、より健全財政に向けスタートを切りました。

さて、今議会で上程されましたこの3議案は、それぞれ職責等への正当な評価などや地域経済状況、そして市民の思いや感情を深く考慮すると、議員等の報酬水準等を将来にわたって恒常的、固定的に定めるこの条例の一部改正には反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで反対の立場で討論をいたします。

議員等の報酬については、愛西市特別職報酬等審議会において、来年度1.4%増の答申がありました。答申書では、議員には、市民の代表として多様なニーズに応え、市政発展のために活躍してもらうことが求められており、その重責を果たすため、努力を惜しまず頑張っているといった評価をいただいております。また、今年開催された全国市議会議長会においては、議員の成り手不足が深刻な課題として取り上げられました。講演の中で、その主な要因の一つとして、議員報酬の低さが指摘されています。

こうした背景から、議員報酬の引上げを含めた制度的改善が必要であるとの問題提起がなされました。そのため、議員等の報酬引上げについては、基本的には賛成の立場ではあります。

しかしながら、一方で、答申書では、本市の財政状況は健全性を維持しているが、人件費や

扶助費など義務的経費を中心に財政需要は増加傾向にあり、歳出の縮減や歳入の増加が課題となっており、合併後20年が経過して今後は合併特例債が活用できなくなり、事業をどのように進めていくか見極める必要があります。また、市が進めている行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があるとの指摘をいただいております。

現在、持続可能な市政運営のため、市当局による事業費の精査が行われている中で、我々議員も市政運営に責任のある立場であります。こういった行財政改革を進める中での将来にわたって固定的な引上げとなる報酬等の増額については、一旦見送るべきではないかと私は考えます。

以上のことにより、これらの条例改正には反対とします。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第49号から51号に関して反対の立場で討論いたします。

先ほど2名の方から反対理由が述べられておりますので、簡単に少しお話しということさせていただきますが、物価高で市民が大変な中、また市は次年度10億円もの予算の支出カットをするということで市長のほうに宣言をされている中、この値上げというのはとても市民から理解が得られるものではありませんので反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第49号、愛西市議会の議員の議員報酬等の条例の一部改正から51号、教育長の給与等の条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

前報酬アップの際は、私は賛成をさせていただきました。それは、若者であるとか、我々子育て世代が議員になるには、生活もそこそこできないと成り手がいないということ、そして現在は初任給も結構高くて、議員報酬より高い企業も少しずつあると思います。そんな中で、優秀な人材が議員になりたいというふうに思うはずがないというようなことでもございました。

私自身も県職員当時から給与も安くなりましたし、議員は退職金ももちろんありません。子育てしながら、自分自身も農業等にチャレンジするためかなりの投資もする中、報酬が上がるにこしたことはないと思います。議員は報酬が高いと言われますけれども、そんなことはありません。そして、嗜好品や無駄遣いも私はあまりしませんで、よく食べるぐらいです。電気代も冬だと3万を超える月もありまして、こういった現実も正直市民の皆様にもぜひ理解していただきたいところです。

1万円上がればどれだけ助かることかということは、市民の皆様と同じ感覚だとは思いますが、また我々も含め、賃上げをしていくことで世の中全体の景気も上がっていくことが望ましいというような考え方もありまして、経済的にはそのほうが合理性があるということは頭では理解しております。しかしながら、今回の物価高、そして高市内閣においても、身を切る改革

ということで閣僚給料分はもらわないといったなどの決断もしておりますし、その考えや心意気には賛同しております。それが政治的には正しいと確信しておりますので、我々地方議員がやるべきことは、時代の流れや市民に寄り添って決断をすることだというふうに考えております。

今回様々な形で、12月議会で市民サービスが縮小、市長の言い方ですと、周りに合わせる中ですが、政治家や特別職の給与、報酬をベアアップという形で上げるということは、なかなか市民の理解がいただけないというようなところかなというふうに思っております。

国債の購入で流動性資金がなくなって、市民サービスを削るのに議員だけ上げるのかという風潮がつくられてしまうということも否定はできないというふうに思っております。愛西市をよくして前に進めたいだけというような思いがあるのに、無駄な問題をつくってしまうような気がしてなりません。政務活動費も追加されたことですし、国会でも定数削減というような議論もございます。こういう社会情勢下で報酬増ということが理解されるのかどうか、いささか疑問ではございます。

一方で、もう少し財政がよくなった後には、ぜひともやはり皆さんで給与を上げていくということもしていただきたいというふうには正直思っておりますし、今回報酬審議会のほうで3度の議論を経ていただき、増額の打診をいただいたことには本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

以上の理由から、本議案には反対というふうにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、議案3件について反対の立場で討論いたします。

この3件の議案については、愛西市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、改定するものです。今回の審議会では、人事院勧告どおり2.8%増額の改定、2.8%の半分当たる1.4%増額、また据置きでという御意見もあり、苦渋の決断の中、多数決を採られたことと思います。近年の審議会では多数決を採られたことはないを確認していることもあり、本審議会においては、今まで以上に慎重審議を重ねていただいたことと思います。

私は今まで審議会での答申を尊重し賛成してきましたが、今回は社会経済情勢や市の財政状況、人事院勧告の内容、また議案質疑で確認しました県内類似団体、近隣市の状況などを勘案し、今回は据え置くことが妥当ではないかと考えます。

以上のことから、これらの条例改正については反対といたしますが、増額、据置きになっても、私たち議員は、市民の代表として市政の発展のため努力をしていかなければなりません。私もより一層市政発展のために努力をし、また審議会委員の皆様には議論を重ね、答申し

ていただいたことに感謝を申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの反対討論を行います。

愛西市特別職報酬等審議会は、人事院勧告のプラス2.8%に対し、合併特例の廃止や今後の財政需要の増加などを見てプラス1.4%の答申としていました。しかし、12月議会には、精神障害者医療費支給条例の改悪や在宅障害者扶助料の支給条件の改悪と扶助料の削減、被爆者健康管理手当の削減、保育料の値上げなど、市民へのサービスの削減と負担増が提案をされています。

市は、来年度以降の予算編成に当たって、歳入に見合ったものにすると言っていますが、それは来年度以降にさらなる市民サービスの削減や負担増が予想されるものであります。このような時期に特別職の報酬を引き上げる状況ではありません。そうした点から、この条例案には反対といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立なしであります。よって、議案第49号は否決決定といたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立なしであります。よって、議案第50号は否決決定といたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立なしであります。よって、議案第51号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第52号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について反対討論をさせていただきます。

物価の高騰がなかなか収まる状況ではありません。そして、年金や給料もなかなか上がってこない、大変だという声が届くところでもあります。そういう中で、被保険者の負担を増やして国民健康保険会計を維持するということを行っていく、この市の国民健康保険の運営というもののもう一度考え直すべきであります。

値上げによって市の繰入れが1億1,000万円削減となるということが分かりましたが、1億1,000万円が加入者の世帯へ全て負担として押しつける状況になっているのではないかと。平均すると1万5,000円ほど負担が増えるところでもあります。また、被保険者のうち、所得がゼロ円から100万円の世帯が全体の45%、半数近くになっている現状があります。さらに、最高額の世帯の所得は、去年は1,000万円ほどでしたが、今回は930万円と、世帯の所得に応じて、高額所得者に対しては保険料が負担額が逆に下がるという現状になっているのであります。応能負担ではなく、所得の低い人が保険税を負担するというのが、今の国民健康保険税の仕組みになっています。

去年の値上げのときにも述べましたが、国民健康保険法の第1条では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしています。厚労省のホームページでは、この社会保障の向上ということを考えると、社会保障制度ということの意味は、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットであるということもホームページには記載がされているところでもあります。

社会保障の制度として、もしものときの命を守る制度として、国民皆保険制度ということは非常に重要であります。激変緩和のために市の繰入れを行うという表明もありましたが、市民の負担の軽減となる継続的な繰入れが必要であるということを求める次第であります。

国は、2027年度の4月から、18歳未満の軽減措置を行うということを決定したという報道もありましたが、多子世帯の支援のために、先行して市が独自に行うことも併せて求めることでもあります。

サービスは高く、負担を低くと始まった愛西市、20年目を節目に持続可能性と適正化という理由で、誰もが安心して暮らせるまちの条件でもある社会保障制度、セーフティーネットを切り崩すことがあってはなりません。以上の理由で反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどるる反対討論がございましたけれども、もちろんおっしゃることは当然分かります。一方で、国民健康保険税を維持していく、そして県の基準に合わせていく等、様々な苦慮を執行部はしていただきまして、そして周辺より比較的少ないといいますか、状態で改正ということ激変緩和措置等も含めて対応していただくことも含めて、苦しい思いではございますけれども、やむを得ない改正ではないかなというふうに考えておりますので、そういった意味で賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第53号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第54号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

大変この物価高の中、高額な値上げになっております。たとえこの間値上げがされてこなかったとしても、急激な値上げというのは利用者にとって大きな負担となってきております。

愛西市にとって人口問題は深刻であって、総合計画でも、安心して産み育てられる環境づくりといったことが大きな目的になっております。この間、議会の答弁の中でも、子ども・子育て支援をしっかりとやっていくんだと、人口問題において、子育て中の方々への支援というのは大きいんだということの答弁がされてきました。こうした物価高で大変なときだからこそ、子育て中の方々の支援が必要だと考えますので、この議案には反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

3歳未満児の保育などの利用者負担額を値上げするという内容の条例となります。市の負担減と保護者負担増と合わせて1,000万円になる負担になります。保護者負担は700万ほどになるという答弁もありました。

子育て世帯の負担というのは、今こそ減らしていかなければならない時代であります。そういう状況の中で、子育てしやすい愛西市を目指しますということを計画している愛西市が、今子育て世帯の負担を増やすということについて行うことは、大きく愛西市の施策が後退するということになるのではないのでしょうか。また、3歳未満児の保険料の負担を増加させることは、少子化をより一層進めることになるのではないのでしょうか。近隣市町と比べてもまだ安いほうだという答弁もありましたが、そうではなくて、近隣市町よりも安い、充実しているということを宣伝していける、そういうことも併せて、愛西市としては必要なことではないかというふうに思います。

今、3歳未満児についても無償化をしてほしいという声が届くところでありまして、国に対してもそのような要望をされているところもあるかというふうに存じ上げておりますが、無償化を求めている昨今、その負担を減らしてほしいという思いを切り捨て、声を切り捨て、そして改悪を行うこの内容については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第55号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今後の福祉制度の在り方を考える上で将来を見据えた見直しが必要になること自体は、私も十分に理解をしております。また、この制度改正に当たり、職員の皆さんが制度運用に尽力されていることについても承知しております。その上で申し上げますが、私は見直しそのものに反対しているわけではありません。しかし、今回の条例改正については、現時点では賛成する判断には至りませんでした。

その理由として、財政全体の見通しや事業の優先順位が十分に示されないまま、この制度だけが先行して削減対象とされている点に強い違和感を覚えております。財政運営が厳しいという説明については理解しております。基金の先行きについても本会議の中で一定の説明はありました。しかし、それがどの程度の緊急性を持つのか、またどの分野を優先し、どこを見直し、どこは守るのかといった市全体の財政運営の方向性を示す長期財政計画については、現時点では十分に明らかになっているとは言えない状況であります。

なお、条例で定められた制度である以上、条例改正を先に行わなければ新年度予算に計上できないという制度上の立てつけがあることは理解しております。そのため、今議会に上程せざるを得なかったという説明についても、手続上の理由としては理解できます。しかしながら、それはあくまで制度上の事情であり、本当にこのタイミングで制度の見直しを行う必要があったのかという点については、なお検討の余地があったのではないかと思うところであります。

私自身、今回の制度よりも先に見直すべき、あるいは減らすべき事業がほかにあるのではないかと認識しておりますが、それらが来年度予算の中でどのように位置づけられているのかが示されていない中で、本制度について先行して判断を求められること自体に現時点では慎重にならざるを得ない状況であると受け止めております。

さらに、この条例改正によって今後対象外となる方については、精神障害者保健福祉手帳1、2級を取得すれば別の支援につながるとの説明がありました。しかし、全ての方が手帳を取得できるとは限らず、また3級を支援の対象としている自治体が幾つかある中で、本市は手帳を

取得していても3級の場合は対象外となります。その結果、自己負担額が1人当たり年間約30万円にも上ることが見込まれる中で、影響を受ける方への経過措置やより丁寧な配慮について、もう一段踏み込んだ検討が必要であったと考えます。

今後財政シミュレーション等により、この制度改正が市の財政運営上どの程度必要不可欠なのか明らかとなり、併せて本議案が市全体の施策や財政運営の流れの中でどのように位置づけられるのかが示されれば、賛成できる可能性はあると考えております。あくまで判断に必要な材料がそろわないまま結論を急ぐべきではないという立場であります。

以上の理由から、趣旨は理解しつつも、現段階では賛成する判断には至らないと考え、反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

石崎議員からもお話がありましたが、今回の12月議会では、福祉に特化した、市民への負担を強いるような、そんなものだけが上程されております。市長が示す10億円の削減の中身が全く見えない中で、先行して福祉だけ私たちが判断しなければならない、そんな状況というのは納得がいきません。

それから、いろんな答弁を聞く中で、本当にこういった方々がどのような生活に立っているのか、それが把握できているのだろうかということが大変疑問に感じました。例えば、生活困窮者支援については、社会福祉協議会のほうに委託がされています。相談事業についても、市職員の外から出た団体が担っているわけです。そういった情報がしっかり届いて判断をされているのか、そんなことも今回感じております。

就労につながる人もいるんだからとか、そんなお話もありましたが、こういった方々は、一旦就労しても、なかなかコミュニケーションをする力が弱く、やっぱり転々と職を変えざるを得ない、そんな方々もたくさんいます。そういった生活の中で生活保護に陥る、そんな方々もたくさんいらっしゃいます。そういったことを考えると、こういった助成金をカットすることが生活保護の方々を増やすことにもつながっていくと私は考えております。

物価高で大変な状況になっています。私もスーパーによく行くんですが、食料品なんて倍近くになっているんです。こういった方々のぎりぎりの生活、生活困窮者の方もたくさんいらっしゃいます。借家があっても苦しい方々がいらっしゃる中で、今この時期にこういった方々の生活に影響のあるような条例改正には賛成ができません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、反対の立場で討

論をいたします。

精神障害者の病院施設の利用率を有料化するという内容になっている条例であります。もともと精神障害者医療費支給については、合併のときのサービスは高く、負担を低くということで始まる中で、各市町の条件を取り入れながら、障害者手帳3級の方まで無料にするという制度が行われてきたところではありますが、この3級の障害者手帳に対する医療費扶助は、周辺市町が行っているところが少ないということで削減をされたところでありました。さらに、自立支援医療の治療費を無料にしたということが少ないからといって、今回また削減をするということになっています。

充実したところをどんどんどんどん削減してくる中で、もともと合理的配慮が必要ということで、障害者の方々が安心して暮らせる、そういう生活状況をつくっていく責任が市にあるにもかかわらず、その責任を放棄したのではないかと思えるような事態となっているところがあります。

今回この障害者の医療費の支給条例については、そこから手をつけるというか、そこから削減をしていくという優先順位ではなく、よりほかの見直しというものをしっかりと行っていくということが必要であります。1人当たり月3万円の負担増ということにつながりますが、そういうことを市が求めていくという制度改正については、全く許すことはできませんので反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

精神障害者医療費支給条例は、他の制度と重なり合いながら補完的に機能しています。支援制度の重なりを生かす最適の方法は、申請時に必要な情報を共通化させることにあります。例えば医師の診断書や所得証明書を1度提出すれば複数制度に使えるようにすることや、利用者の負担軽減や申請漏れ防止も大切です。さらに、自立支援医療の対象者が高額医療費制度の対象にもなる場合、自動的に案内や申請書が届く仕組みをつくり、知らなかったから使えなかったを防ぐことも必要です。医療、福祉、生活支援の担当者が横断的に情報を共有して、支援制度の重なりを生かす最適の方法をつくり出し、生活に困った方への切れ目のない支援をお願いして賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第55号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私は一般質問では常々言っているところがあるんですけども、かねてよりお風呂の有料化

や指定管理者制度の改革や医療費削減のための湿布や薬局で買える薬などの保険適用回数など、様々な行政改革、財政再建策を申してまいりました。今回そういった私の具体的な主張とは別の形ではございますけれども、扶助費の中の精神障害の方の医療費支給条例の削減といったところ、削減というよりかは、これまで愛西市が市民の皆さんのために周りより多く支給していたということを調整するというような内容につきまして、一定の理解をした上で賛成をいたします。

しかしながら、福祉予算を削るということには大きな反対が起こります。コストを削減して無駄を省けと言っている市民の方の中にも、そこを削れとは言っていないという市民の声も具体的に多数上がってくるんじゃないかとは思いますが。市民窓口の受付時間短縮もしかり、削るところが違うのではないかということではないかと思えます。

しかしながら、どこを削るかというような議論はしづらく、市民の方もなかなかその話には乗ってこない現状もございます。一例であるのは、空気を運んでいるとやゆされる巡回バスですが、ああいったものも廃止にはできず、仕組みを変えて乗合で運営しても同額の予算がかかると思えます。改善はできても削減はできません。削減というのはなかなか本当に難しいことだということは理解はしております。

我々議員も発信をしていき、市民と共に何を削ってどこに投資するのかという議論はこれからはしていかなければなりません、ただ私自身の政治スタンスでございますが、反対だけしているというのは私には理解はできず、賛成の立場の中から改善点を打診していくというスタンスを取らせていただきたいと思えます。

今回この議案を委員会の中でもいろいろ質問させていただきました。例えば精神障害者手帳1、2級の方が手帳を取ればほかの手当を受けられるということで、2級の条件を調べさせてもらったところ、単独での日常生活に著しい制限があり、働くことも困難な状況というふうなことがございます。

今回の議案でありました入院される方というのは、確定的には言えませんが、相当日常生活に著しい制限があって、先ほどの議員の方もいらっしゃいますけれども、なかなか1つのところで働けないというのは、そういった困難な状況もあるというようなことを思えます。福祉の現場、完璧にまで分かるわけではございませんけれども、そういった1、2級の手帳が取れるんではないかという別の形でのサポートが入るという余地もある、そういう制度改正という趣旨を理解させていただきたいというふうに思いますし、その点、執行部の主張のほうはよく理解できているところでございます。

一方で、行政改革とかコスト削減もほかにも必要だと思います。職員給与や特別職給与、何が削られるか分からないというような、先ほどの討論でもありました。報酬のベアアップに関しても先ほど否決されましたけれども、そういったところで政治家、職員、いろいろな方、多々我慢することが必要だと思います。昔は、我々政治家や職員も遠慮をしておりましたし、そういう時代がありました、なぜか今は堂々と皆様がというか多くの方がいい車に乗る時代にもなってきました。それだけ余裕があるんだというふうにも思います。そういったところも

市民感情としてはあると思いますので、しっかりその点も理解していただきたいなというふうには思います。

一方で、県職員として内部にいたときも、毎年財政再建の削減のお達しが出て、財政当局との闘いにこの事業は必要だということを担当者としても訴えてまいりました。現場で携わっている職員の方々は、全てこの事業に必要性を感じているとは思いますが、そこにメスを入れられるのは、正直政治しかないように思います。市民の理解を得て、何の予算を個々に削るということには一定の責任が政治にはあると思います。

こういった全体としては小さな予算、ちりも積もれば山となるということで、今回様々な福祉サービスが削られていることに対して、非常に効果が見えにくいという影響がありますけれども、そういったことを積み重ねていながら、またこの財政の難局を越えて、それを乗り越えれば、また制度の見直し等も含めて検討できると思いますので、今回は非常に苦しい判断ではございますが、この議案につきまして賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第56号（討論・採決）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第13・議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○10番（石崎誠子君）**

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、議案第55号と同様の理由から反対の立場で意見を述べさせていただきます。

将来を見据えた制度の見直しが必要になること自体は私も理解しております。しかし、本議

案についても、議案第55号と同様、現時点では賛成する判断には至りませんでした。その理由として、財政全体の見通しを示す長期財政計画や事業の優先順位が十分に示されないまま、この制度だけを先行して結論を出すという点に強い違和感を覚えております。

加えて、本議案においては、金額の決定過程についても強い疑問が残ります。近隣自治体との比較や財政状況を踏まえたとの説明は理解できますが、これまで月額7,500円から1,500円だった支給額を2,000円から1,000円といった他自治体の中でも低い水準に設定し、対象者も多く、結果として約6,000万円という大きな削減となる以上、経過措置もなくこの金額にせざるを得なかった理由は、市全体の予算編成の中で示されるべきであったと考えます。市全体の予算編成や他事業とのバランスを確認できない現段階においては、この金額設定について判断することは難しく、それも今回反対に至った大きな理由の一つであります。

今後財政シミュレーション等により、この制度改正が市の財政運営上どの程度必要不可欠なのかが明らかとなり、併せて本議案が市全体の施策や財政運営の流れの中でどのように位置づけられるのかが示されれば、賛成できる可能性はあると考えております。あくまで判断に必要な材料がそろわないまま結論を急ぐべきではないという立場であります。

以上の理由から、議案第55号に続き、本議案第56号についても、趣旨は理解しつつも、現段階では賛成する判断に至らないと考え、反対いたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

合併時、サービスは高く、負担は低くとして始まった愛西市、このときには各市町のいいところ、いい制度の内容を利用して、4つの種類の制度として7,500円から1,500円という内容で始まったのがこの在宅障害者扶助料でありました。そういう中で、65歳を基準として、65歳以上の方については、新たに在宅扶助料の対象から外すという改悪もこの間あったところでもあります。

持続可能性ということと適正化という言葉だけが一人歩きをしているのではないかと、非常に心配をするところではありますが、合理的な配慮を行う必要がある障害者に対して、その扶助料を削減する。質疑の中では他の制度があるという答弁もありましたが、削減をする6,000万円については、物価高騰で苦しむ方々に対しては本当に大きな負担、大きな削減となるのではないのでしょうか。誰もが安心して暮らせるという市政ではなく、本当に誰もが苦しい中で市政が冷たくなってきたなということをより一層感じる市政となってしまうのではないのでしょうか。

今回の条例改正は、まさにセーフティーネットと言われる社会保障制度を切り崩す内容につながっているところであります。持続可能性というのは別の方法で行うべきでもあるのではないかと、そのようにも考えるところであります。そして、適正化として、消滅都市と言われる津島市と一緒にすることについて、愛西市がそれでいいのか。しっかりと検討していく課題では

ないかというふうに考えます。利用者が少ないからといって弱者が切り捨てられる、そういう愛西市であってはならないということを考え、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

実施をしていない自治体に合わせた廃止という選択肢もある中、総合的に判断した結果、他市と同水準という結論に導きました。障害者福祉制度には組合せのコツがあると聞きます。まず第1番は、手帳の取得が鍵になります。身体、療育、精神です。2番目には、市の窓口での相談がスタート地点になります。3番目に、制度の重なりを見逃さない。国・県、市の多層構造ということです。これらの制度は、単体で見ると小さく見えますが、制度を知ってつないでいくことで、自分や家族を守れる大きなものにもなります。こうした制度の重なりを見逃さない窓口対応をお願いして賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、賛成の立場で思いを伝えさせていただきます。

少し思いが強いし、長くなりますが、お聞きいただきたいというふうに思います。

結論から申し上げますと、この議案におきまして委員会で深い議論をしまして、私の思いは一定程度、伝わらないこともありましたけれども、皆が少しずつ我慢するという趣旨の入った委託料やほかの費用など、今の予算査定段階では言えないことも副市長のほうから答弁をいただきまして、みんなが我慢するという姿勢が少し理解できて、それを信じて賛成をいたします。政治はだまし合いとも言いますが、私は極力人を信じることにしています。そうならなかった場合はまあ仕方ないと、信じた自分が悪かったと自責をすることに私はしております。

一方で、財政の立て直しには様々なことが必要でございます。私は、かねてより特別会計の繰入れということも問題にしておりますし、再度借入れするのか、保険料を上げるのかということも一般質問でもさせていただきました。そして、予算の精査、今途中だと思います。執行残が毎年多いのがありますので、そこの予算額の削減というのも必要でございます。この削減はサービスの削減という意味ではありません。予算はあくまで予算の削減なので、査定額を減らせばほかの事業に回せるということになります。

例えばタクシーチケットのことですね。これは毎年執行率がおおよそ80%でございます。実態は、チケットをもらうが使っていないということが多いということが事実でございます。令和6年は障害者のほうの制度で70万、高齢者で300万余りました。予算として削減しておいて、

発行は多めにしても大丈夫だと思います。実際使われたら補正予算で対応するというのをすればいいと思います。市民活動支援事業も同じような仕組みでございます。執行率は5割から7割の状況。こういったものを精査して予算額を削減するという事は実務上大事だと思います。実際、赤字赤字と言いつつ、毎年不用額、予算額が10億円程度残って基金に積まれているのもここ数年の傾向でございます。

そして、市民の負担にならないようにするには、市が稼ぐ力をつけるということが必要でございます。民間でいう売上げは市では税になります。いかにして税収を上げるのかが市の仕事。一方で、実際税収を上げようと思っている職員がどれほどいるかというのも分からないところでもあります。正直、私自身も公務員のときは使うことしか意識しておりませんでした。予算を使い切る、これが行政職のもう一つの仕事でございました。しかし、この時代、全員が稼ぐ意識が必要だと思います。でないと、どんどんやる事がなくなっていくわけですから、できるサービスができなくなります。

ふるさと納税、企業誘致による固定資産税、観光等による増収、人口増による市民税の増、この辺りしか増収を狙えないのも現実でございます。財政課当局におきましては、削るのみではなく、もっと営業に行って税収を上げるということも考えていただきたいし、ここにも人員を割くべきだと私は考えております。

さて、この福祉サービスのカットのところで本題に入りたいと思います。

私自身は不平等や不合理というのが好きではありません。実際現存はすると思います。中島みゆきの歌に「ファイト！」という歌があります。私中卒やからね、仕事もらわれへんねと書いた手紙で始まる歌詞です。昔は学歴や男女差別もあからさまにあったと思います。今でも実態はまだあるとは思いますが。私自身も、中学生のときには自分ともう一人が共に部活内でいじめられるということがありました。

弱者というのは望んでなるわけではありません。私とその友人も全く悪いわけではありませんでした。当時のいじめも、私だけ悪いのではなく、今も現存するいじめも、人間の性分なのか、なぜか社会のひずみの中で生まれてきてしまうものなのか、現在私の中では答えは出ておりませんが、そんな中で、今回弱者切捨てというふうに思われてしまう可能性があることにつきましては心残りがあります。

なりたくて障害者になったわけではないですし、高齢者や独居になりたかったわけではありません。そういった方々を救うのも私は行政だと思います。じゃあ一体どこを削るべきなのか。本音を言うと、これまでの国策の影響があったのかもしれない。しかし、総理が替わり、積極財政になり、地方自治体に恐らく多くの交付金が用意されると思います。そこまでの辛抱か、それを活用して何か先行投資をするのか、この責任は議会にもあると思います。

今回議論の中で、重度の障害者の方は本当に働かなくても働けないということを言いました。なぜそこも一律に1,000円にしてしまうのかということも聞きました。そこは本当にサービスが今十分整っていて、他のサービスを受けられるというような説明でありましたが、実際なかなか苦しいところもあるとは思いますが、そういった中で、もともと上乘せであれば、軽度の

方は思い切ってもうゼロにする、重度の方は現状維持等の配慮があってもよかったのではなからうかと今でも思っております。

どのような予算を削減するかという問いの中で、多数の分野で削減するという副市長からの答弁もありましたし、私の基本スタンスの皆が満足する行政というのはなかなか難しく、少しずつでも我慢していくというような、そして皆で共存していく社会が現実的な幸福の最大公約数だというふうに思っております。

そして、私自身、大学のときに、ALS、筋萎縮性側索硬化症の方の泊まり介護もしたことがあります。その方は、私が介護をしたときは、首が動くのと声が出るだけでした。そのため、夜中におーいと呼ばれたら寝返りをさせる、トイレの世話、入浴のボランティアでした。五、六回はやったと思います。今回の区分でいったら最重度の方でしょう。そんな方が今愛西市にいるのかどうかは分かりませんが、その方はアパートの1室に居住しており、首しか動かなくても外出やメール等でコミュニケーションを取っております。

そんな方々が日常生活を我々と同じように暮らすのにどれほどの費用がかかるでしょうか。これは、想像をはるかに超えると思います。もちろん当時と介護サービス制度も変わっていると思います。しかしながら、複合の最重度の障害をお持ちの方が当時より楽になっているなんて聞いたこともありませんし、想像もできません。

また、県職員1年目のとき、私はユニバーサルデザインを普及する担当に就きました。福祉の部局でございます。その当時は、中学生が書いたポスターや様々なアイデアを表彰するイベントをショッピングセンターで初めてやりました。この辺りでいえば、ヨシヅヤ本店のようなところでやりました。そこで障害をお持ちの方にたくさん演奏をしていただきました。そのときに、親御さんからはこんな企画をしてくれてありがとうございます。まず自分たちの子供のことを知ってもらうことから始めなきゃいけない、本当にありがとうございますと言われました。

今回この議案につきまして、その方々に対して本当に申し訳ない思いにはなります。障害者のことを本当に知ってもらうことができなかつた悔しい思いです。先ほども申しましたとおり、そのときに学んだのは、ユニバーサルデザインは誰もが輝く社会というのは現実的には難しい。誰もが少しずつ我慢して、皆で共存していく社会が現実の幸福の最大公約数だということでした。

今回副市長が委員会で発言しました。我々議員や職員を含め、多くの方々に少しでも我慢をしていただく。その発言を信じて、皆で痛みを分かち合い、難局を乗り越え、いずれ乗り越えた先にまた制度を見直していきたい。そして、保健福祉部長におかれましては、そういった福祉の現場、実態、本人、家族、そういった様々な思いがあることを知っていただき、またこの先の制度の見直しも見据え、そういう決意を今回削減された、特に重度の対象者の方々にお伝えをいたしまして、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の扶助料支給条例の改正では、これまでの対象者であった1種障害者から4種障害者までであった枠組みを1種、2種にすることと、扶助料についても、1種障害者、月額7,500円から2,000円へ、2種障害者が月額4,500円から1,000円になる改正であります。改正に当たって、質疑応答の中で近隣市との状況を確認し、愛西市の支給額については、これまで他市と比べ手厚い支給であることが理解できました。

障害者を取り巻く生活環境は、障害者自立支援法、障害者総合支援法が成立されたことで、障害者や障害児を持つ親族にとって安心して暮らせるサービスの質、量ともに充実してまいりました。障害者の軽度の方には、就労継続支援事業のA型、雇成型とB型の非雇成型においては、令和6年度で延べ利用者数3,297人と前年度を60人ほど増加してまいりました。このことは、将来にわたり自立支援、生活ができるよう、日常生活の質の向上を目指す各種サービスが存在するからであります。

愛西市においても4町村が合併し20年がたちました。扶助料や助成金、給付金などの物の分配から、時代の流れは、質のよいサービスに重きを置く時代となってきております。今後も障害者が自立した日常生活が送れるよう、各種生活支援体制の充実をお願いし、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についての賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第57号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

54号から57号まで、本当に福祉のカット、次年度の予算に備えての条例改正等だと思います

が、なぜこれが優先されるのか、その理由が全く分かりません。今回原爆の被爆者というのは愛西市で13名、金額にして46万8,000円の影響額ということでありました。金額としても大きな金額ではありません。愛西市は非核平和都市の宣言をしております。そういった立場で、こういった被爆者への助成金削除がどうして話し合われて、この議会に出てきたのか納得ができません。

今後こういった削減をすると市のほうは言っているわけですが、道の駅にしても10年の指定管理のお約束がされています。でも、契約は毎年毎年契約をしていきますので、指定管理におきましては、年度ごとに契約金額を変えることができるというのも道の駅であります。こういったものを次年度からどうするのかも見えてきません。そして、駅前周辺整備についても、4か所が今上がってきておりますが、こういったものにこれから幾らぐらいかけていくのか、そんな数字も示されていません。そういった中で、福祉が先行して、この12月議会で議会の議決を得ようという市の方針には賛成できませんので、以上、反対討論といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について討論をいたします。

被爆して80年が過ぎ、被爆者の団体である被団協がノーベル平和賞を受賞しました。そして、市の非核平和都市宣言では、被爆者の今なお続く苦しみを声を大にして全世界の人々に強く訴えと、被爆者の方と共に一緒に平和を守っていく、また非核、核兵器廃絶を求めていくということを宣言しているところであります。これは議会で議決をされた宣言であります。

その議会に対して今出てきている案は、サービスは高く、負担を低くと市政が始まり、当時は31人で始まった被爆者でありましたが、5,000円の支給を続けてきたところであります。20年が過ぎ、13人になっています。そして、年間46万8,000円、この削減をしていく市政運営、本当に許すことはできません。

原爆被害者の健康手当の削減という、この46万8,000円は行わなくても、議会の議員の歳費を少し削減するだけで十分できるのではないかと。非核平和宣言を行った議会がやはりそういったことを率先していくためにも、今回の議案についてはぜひ全会一致で反対ということを行っていただきたいと考えているところであります。

非核、核兵器廃絶や平和を求めるということを誓った愛西市、この愛西市は、やはり原水爆被害者に対する健康手当という優れた手当があったものは最後の最後まで守っていく、そういう決意で行っていく必要があると考えます。

また、適正化としてなぜ2,000円なのかというところでは、消滅都市とされた津島市と一緒にしている、津島市を参考にしたということもあったところでありますが、弱者が切り捨てられる、また平和を求める愛西市の市としての決意も含めて、今後の市政運営を考えると非常に残念でならない。そういう改正でありますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、自分たちに全く非がないのに被爆の苦しみを突如背負い、今日まで想像を超える痛みと喪失の中生き抜いてこられたことに深い敬意を抱いております。今回少し手当を削減させていただきますが、その痛みとともに、我々も皆様方の痛みや悲しみを共有し、戦争、そして原爆被爆という悲惨な体験、私も小学生の頃は「はだしのゲン」をよく読みました。その体験を次世代につなぐこととお誓い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの議案第56号と同様の討論内容の一部になりますが、御了承いただきたいと思います。

合併前、4町村におけるこの手当の条例は、佐屋町、立田村、佐織町は条例が制定されておりましたが、八開村は条例の制定はされておりました。また、近隣市の状況では、支給額に差はありますが、津島市が2,000円、あま市、弥富市、稲沢市が3,000円の健康管理手当の条例があり、一宮市、江南市、岩倉市、犬山市は条例の制定がないため支給は行っていませんでした。このようにこの事業は市単独事業であり、各市によって条例の制定及び金額もまちまちであります。

愛西市においては、合併当初から5,000円という手厚い手当を支給しております。今回の改正では、国の制度、他市の状況を踏まえて検討され、5,000円から2,000円に改正する持続可能な福祉政策であります。

また、被爆者に関する国の支援制度では、健康保険手当の月額3万7,900円の支給や健康診断を毎年2回無料で診断できるなどの制度があります。ほかにも、医療費の自己負担及び介護サービスの利用の自己負担についても国が代わって負担しております。このように国が責任を持ち、被爆者に対して手当制度、負担制度を固持しております。

また、国民も被爆者に対する偏見などがなくなるとともに、被爆者を含めた全ての国民に福祉サービスが提供できる時代となってきております。

今回の改正は、持続可能な福祉制度とするための手当の見直しであり、手当の廃止ではないことを理由とし、議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について、賛成の討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第15・議案第58号（討論・採決）

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○7番（吉川三津子君）

では、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私自身は、道の駅の計画については、産直施設については賛成、しかし今後維持管理費等多額の支出が必要になる都市公園に関しては反対の立場を取ってまいりました。

今回の条例の改正については、公園内にできる有料施設を設置する、その公園施設の金額を定めるものであります。それで、公園の中に多目的室と、それから調理室ができるわけですが、これが一体何の目的なのか私には見えてきません。

都市公園とは、市民の福祉のためにあるというふうに法律にも書かれているわけですが、そういった市民の福祉のためにあると言いながら、市民参加でつくられた都市公園でもありません。ですから、この公園自体が観光客のものなのか、市民のためのものなのか、全く理解ができないのが今の私の状況でございます。

そういった部分で、説明の中で、市の他施設と利用料金を合わせるんだというような説明がありましたが、なぜ市民が使う施設と合わせる必要があるのか。都市公園を造る過程からしても、それからどんな方に利用してもらうのか先が見えない状況の中で、こういった料金の決め方についても一貫性が取られていないということで反対いたします。

### ○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

### ○4番（河合克平君）

では、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の公園条例の一部改正については、都市公園の中の有料施設の利用料に関わる条例の改正となります。愛西市花はす公園の中の多目的広場や調理室、ドッグランなどの利用料を決めるという内容になっておりますが、これについては市外の方も市内の方も料金の格差はつくら

ないという内容でありました。

もともと愛西市の利用料については、市外の方、市内の方それぞれで料金格差を行う中で、市民の方が使うときには安価で使えるという方針をずっと続けてきたところではありますが、今回の件でその方針が一体どうなったのか、矛盾を感じる制度改正になっているなということを考えています。例えば体育会や文化会館、運動場では市外の方は倍の利用料になりますが、花なす公園の利用料は市内の方も市外の方も一緒であります。

また、花はす公園については、たくさんの人たちが来ていただけるということがあるのでということもありましたが、愛西市にある体育施設については、垣見鉄工アリーナにしても、また運動場にしても、非常に充実をしている状況の中で大会が行われているということもあります。大会や催し、また文化会館などで催しをするときにも、市内の人がいるかないかで料金の差がついているのが現状であります。

市外の方にたくさんいらっしゃっていただいて、その中で愛西市民が一部であるときには利用料が倍になる、そういうのが今の制度であります。こういった制度的な矛盾を抱えながら、この道の駅ふれあいの里H A S Uパークだけ特別扱いをして、交流人口の創出だからといって、利用料金を市外の方も市内の方も一緒にするという考え方というのは非常に疑問を持っているところでもあります。

以上の点で反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・原裕司議員、どうぞ。

**○13番（原 裕司君）**

それでは、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在整備が進められている道の駅ふれあいの里H A S Uパーク敷地内にある愛西市花はす公園に新たに整備する施設において、多目的室、調理室、ドッグランの使用料を定める愛西市都市公園条例の一部改正することで提出されております。この施設利用料の設定については、市内既存の施設利用を参考に1.5倍の料金設定をしたという説明がありました。また、市内、市外問わず料金一律という理由についても、施設整備については観光拠点としての位置づけで、花なす公園の魅力や愛西市の特産物をアピールできる拠点である趣旨の説明もありました。

そもそも都市公園は利益を求める施設ではありません。木曾三川公園を含め、この地域一帯が観光地として認識されれば、にぎわいのあるまちづくりが可能となります。使用料の設定が低額であれば施設利用者も増え、産直売場へ足を運ぶ方々も増えると思います。

以上の趣旨を理由として、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について賛成といたします。

**○議長（近藤 武君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第59号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第60号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について反対討論を行います。

私たちは、基本的に公共サービスに関しては、市が責任を持って直営で行うことが基本だというふうに考えています。そういう点で、斎苑事業も公共サービスとして、市が市民に対して直接責任を持って行うべき事業だと考えます。特殊な事業だからこそ、直営でノウハウを持って運営することがやはり何よりも大切なことです。

現在人件費などの増加で指定管理料は年々増加傾向であり、メリットも薄れてきています。そうした点でも、やはりしっかりとどういうふうにしたら直営にできるかということを検討していく時期に入っているのではないのでしょうか。市直営にすることを検討すべきというふうに考え、この指定管理者の指定については反対いたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第61号及び日程第19・議案第62号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び日程第19・議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について反対討論を行います。

公共施設を直営で行うべきことは、先ほども述べたとおりですけれども、コミュニティセンターについては、地域活動を活発に行っていくためにも、地域団体に運営が任されていることはよいことというふうに考えます。しかし、そうした地域団体は、専門的に施設運営を行うようなノウハウには乏しく、そもそも指定管理制度そのものがそれらの団体の大きな負担にもなっています。業務委託のような形態にして、地域の負担が軽減されるように図るべきであり、今回の指定管理者の指定については反対いたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第20・議案第63号から日程第25・議案第68号まで（討論・採決）

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから日程第25・議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

### ○4番（河合克平君）

では、議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

いずれの指定管理の指定についても、事業者の評価に対して反対をするというものではありません。指定管理者の制度そのものに反対をしている立場であります。そもそも地方自治法の第1条の2では、自治体の役割を住民の福祉増進としているところであり、自治体の役割が今どんどん軽減化されている、形骸化されているのではないかというふうに考えます。

この形骸化の内容については、過去においては、1980年から90年代、この役割をどんどん形骸化させてきた、役割を放棄させてきたという政治の流れがあるのであります。1995年の日経連の新時代の日本的経営という提言については、非正規の雇用者の拡大をするということが1995年には日経連から提言が出されたところであり、

95年には328万人だった自治体職員は、2024年、昨年には281万人まで減少しているということと併せて、非正規職員が増加をしているという現状があります。また、1997年には、地方行革指針ということで自治体の営利企業化が行われる、そういう指針が出たものであります。住民の福祉のための自治体というものをもうけ本位の企業と同じにする、自治体を自治体でなくず動きが進められたところであり、

そして、1999年には、地方分権推進一括法という法律の中で、自治体が大合併をするということが行われます。1999年には3,232市町であったものが、現在では1,718にまで減少をしているところであり、さらには、2005年には、新地方行革指針ということで職員定数の大幅削減と民間委託、特に指定管理などについてアウトソーシングをするという方針が明らかになっています。さらには、2018年には、自治体戦略2040年構想ということで、今よりも情報技術、ICTの技術を活用して職員を半減しようということまで今出ているところであり、

自治体が本来の役割を放棄することのないように、自治体、また職員がしっかりと市住民の福祉の増進に取り組んでいくことが今ほど求められているときはありません。そういう中で、

今回6個も指定管理制度を利用して、子育てセンターや、また児童館など、また学童保育など、そういった管理が民営で行われるということについては、非常に憂慮をしているところであります。市の直営でしっかりと子育てに対して行っていくべきであるというふうに考え、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから68号の開治子育て支援センターの指定管理者の指定まで、合わせて賛成討論のほうをさせていただきたいと思っております。

賛成討論の中で、次年度以降このように運営をしていただきたいということで一言発言をさせていただきます。

委員会の中では、採点区分についてお話をさせていただきました。今回子供たちの育成事業の区分を独立で設けていないがために、子供たちの育成事業が子育て支援事業の採点項目に含まれております。一緒に採点すると、どちらかに偏った採点でもいい点数になってしまうという可能性があるのです、運営が偏る可能性があるのです、今後検討いただきたいということを申し上げました。

そしてまた、令和7年、今年の4月1日からこども家庭庁による児童館ガイドライン及び放課後児童クラブ運営指針が新しい内容に変わり、今年度から児童館運営が大きく変更されていると思いますが、まだそれはこの愛西市においては浸透がし切れていないという状況だと思っております。この改正では、最も重視されているのは子供の権利と主体性の尊重であり、支援員は子供の意見を聞き、子供の権利を擁護する視点が明確にされていることが大変な特徴です。

そして2つ目には、遊びや生活の中で子供が自ら活動を選んで工夫するプロセスを重視、自分で考えて行動するというのを重視し、支援員は、今までのように指導ではなく、支援や見守りに徹しなければならないということが明確にされております。

そして3つ目には、いろんな障害を持った子、そして外国から来て言葉が話せない子、そんな子供たちがいるわけで、一人一人のニーズに合った配慮というものが強烈にうたわれております。大変大きな改正でありますので、各児童館がこれら指針にのっとった運営がされるように、市も共に学び、達成をお願いしたいと思っております。

また、一般質問では、民間児童クラブについても質問をいたしました。こうした方針を知ったり学んだりする機会が民間の施設では少ないのが現状です。市の役割は、補助金のお金のチェックなどをするだけではありません。国が示す子育てに関わる考え方に合致した運営をすることも、補助事業とする条件の一つであると思っておりますので、例えば毎年どのような方針で運営するのかといった企画書の義務づけをしながら、子供の育ちや権利が守られている現場になるような、そんな市の動きをしていただきたい。それを切に要望して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第69号及び日程第27・議案第70号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第26・議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び日程第27・議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを一括議題とし、討論

を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

私からは、議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてのみ反対の立場で討論をいたします。

2017年の過去の議事録をちょっとひもといてみたんですけれども、永和公民館を指定管理にするに当たって、約200万円削減できるからシルバー人材センターに随意契約で任せるんだという議事録が出てきております。今までこの時期には公民館的な役割というのがほとんどできていなかった。でも、シルバー人材センターに任せることによって、今後はそういった公民館的な役割も担ってもらえるんだというような議事録が出てまいりました。

令和3年から5年間の指定管理では、1年間で約600万円です。合計約3,000万円の契約でした。でも、今回の計画は、5年じゃなくて3年なんです。3年で3,902万円。つまり1年当たり600万円だったものが1年当たり1,300万円となり、倍以上の指定管理料となっているわけです。これは一体なぜなんだということを痛切に思っております。

そして、シルバー人材センターへの補助金も、令和4年は2,400万円、今年は2,889万円と、3年で500万円増えています。公共施設の見直し計画も廃止の見通しがあり、現在運用に問題があるというような答弁もなかったわけですが、なぜ今行財政改革でコストダウンを目指しているこの時期にコストが上がるということが明らかな指定管理公募をしたのか、私には理解ができません。また、このような指定管理を今後導入していくのであれば、シルバー人材センターの家賃徴収ということも考えざるを得ないのではないかと思っております。

以上、課題をお示しした上で反対討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

公民館事業にしても、それから市営のスポーツ施設にしても、愛西市における文化や芸術、またスポーツなどを発展させていくために、市の方針に従って運営されるべきで、直接市が責任を持って行うことが基本だというふうに考えます。特に公民館は社会教育法に定められて、住民のために実際生活に属する教育や学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとして、基本的に市が設置し、運営をしていくというものであります。営利目的の事業は行えず、本来指定管理制度になじまないものでもあります。

そうした点から、また先ほどもありましたが、今回コミュニティセンターもそうですけれども、指定管理期間が5年から3年に変更されています。これは、施設の個別計画で廃止対象と

なっている施設に関しての、まさに廃止を進めていくべきものだということ、危険性があること、そういった点からも指定期間が短くなっている点も大きな問題であるというふうに考えています。公民館施設は、やはりしっかりと市が直営で運営をやっていくべきであり、そうした点でも問題ではないかというふうに思います。

以上の点から、この2案に対して反対といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第71号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第28・議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論いたします。

補正予算については、指定管理料の債務負担行為が含まれている内容の補正予算となります。削減されてきた公共というのか、職員が直営を行うべきということをしつかりと戻さないといけないというふうに考えるところでもあります。また、保育園調理業務委託料や発達支援センター調理等業務委託料については、画一的な業務委託ではなくて、子育て支援に関わる給食ということで、きめ細やかな、日々変わってくるような、そういう業務の内容になってくる場所でもあります。

業務委託、偽装請負というふうに疑われないようにするためには、きめ細やかさというのが

非常に後ずさりになるのではないかというふうに考えるところであります。やはりしっかりと市が直営で行っていくということが必要であるというふうに考えます。質疑の中では、偽装請負にならないようにしますということもありましたが、子供の命と安全を守るために、日々の変更というのはやはり必要であって、そういったことをどのように行っていくのかということも分からない状況でもありました。来年度における債務負担行為が含まれておりますので、まず反対とさせていただきます。

さらに、そういう中で、財源の付け替えという点もありました。地方債が財源の振替によって、当初から比べると2億2,740万円、一般財源が削減をされたというところもありました。市の財政運営というのは、まだまだ見直すことがいっぱいあるんだなということはこの補正予算でも感じたところであります。その見直しを行うのが先であって、やはり福祉を削る、また保育園の保育料を上げるなどというのは、市の財政運営をしっかりと行ってから行うべきであり、弱者切捨てということを先に行うというのは順序が逆ではないでしょうか。

特に普通建設事業においては、将来負担との均衡を図るために、起債の活用というのは重要であるというふうに考えます。今後は、基金の状況は10年間で12億円、そしてその後の10年間で42億円、これから20年間で50億円の満期が来る状況であります。そういう中で、財源が足りないからといって様々なものを削減するということだけに関わらず、市の財政運営をしっかりと見直すべきではないでしょうか。

起債を行うことによって、将来の負担と現世代の負担がしっかりと均衡が図られるということは、ずっと以前からお話しておりましたし、令和4年、令和5年、令和6年を通じて10億円ほど起債が行っていれば、ここまで一般財源が足らなくなるということもなかったのではないかということを考える次第であります。

持続可能性という言葉と適正化という言葉で、市民の暮らしの不安、また暮らしにくさを拡大するという市政運営がないように求めていきますし、そういう中で人口の減少に歯止めをかける必要があるのではないかと考えるところであります。まずは市の財政運営を、また市民に負担がかからない財政運営を改善していくということが先ではないでしょうか。ぜひ検討いただきたいと思っております。

また、地域公共交通活性化協議会設置ということについては、市民の足の確保や外出支援をより一層進めていくということで必要なことでもあります。また、各鉄道駅の整備等も含めて、どう地域公共交通を活性化させていくのかということについては、話し合いを進めていただきたいということを要望し、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論いたします。

様々な市民の方々に有効な事業が含まれておりますが、大変賛否には迷いました。一言いろいろ感じたことについて発言をさせていただきたいと思っております。

例年であれば、繰越金は、財政調整基金などや残り残した事業に使われますが、今回の補正は全て財政調整基金への積立てです。また、土木、都市計画費等では、一般財源から地方債に付け替えがされています。本会議でも申し上げましたが、市長就任以来、基金が帳簿上で3億円増え、市債が28億円減り、成果を出されています。プラマイすると、総額で31億円も豊かになっているにもかかわらず、なぜこのような行革の話が出てきているのかやや疑問に感じております。こういった市長の成果がありながら、やはりこういった付け替え等、それから繰越金の基金に全額積むということで、債券の投資の失敗による現金不足が深刻であることがこの補正予算からよく分かりました。

30年間の債券を満期まで持ち続けた場合の物価高によるお金の価値の下落は、途中売却して含み損を確定させないというメリットよりも大きなデメリットと私は考えています。長期債券の満期までの保有は、目先の損失確定から逃げる手段であって、結果として、30年後の市財政の基金価値を低下させるという、静かで見えにくい損失を将来に押しつけているということになるのではないかと考えています。交付税措置のある地方債を活用することは否定しませんが、一時的な現金不足への対応策にすぎません。この長期国債をどのように処分していくのかの方針を早急に示していただくことを要望し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第71号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本補正予算につきまして、歳入のほうでも生活困窮者等の補助金の入や財調の入もございませぬ。そして、支出のほうでは、先ほど御議論いただきました斎苑や市民コミュニティセンター、そして公民館、そしてスポーツ施設等の市民の日々の生活、そして豊かな生活に対して必要な事業が含まれております。そして、公共交通会議や産地パワーアップ事業、そういったものへの投資、必要なサービスに向けての事業が入っております。そして、先ほど地方債の付け替えの話もございました。

長期的に見て、特にインフラ整備につきましては、我々世代と次世代への負担の平等化というところからも必要だと思っております。そして、中には交付税措置のあるものもございまして、そういった有利な地方債の切替え、今のタイミングでも十分間に合って、財政に対してはプラスになると思っております。

一方で、道路事業につきましては、交付税措置のないものもございました。これは、私は一応分かっているんですけども、道路事業につきまして、新設では交付税措置があったり補助金もあるんですけども、一般管理費であるとか保全メンテということに関して、交付税措置等、補助等はなかなかないというのが実態ではございますが、これからの自治体財政において、かなり公共事業というものの維持管理、メンテというものにお金がかかっていくのも事実ではござ

ざいます。

そういったことも市民の皆様に御理解いただいた上で、長期で予算を負担していくというような発想もまた必要ではないかなということもしっかりお伝えしたいなというふうに思いますし、また今、愛西市は国債の問題で売なのか売らないのかという御議論をいただいていますけれども、その中でやはり損切りして損を出してまでも、お金の価値の変遷はありますけれども、そこら辺はどの程度が妥当なのかというところも、ぜひ反対の方等については御意見をいただきながら議論していくべきだなとは思いますが、私自身は貨幣の価値を見ていったとしても持ち続けることが妥当ではないかというような思いも含めまして、この補正予算の中でお伝えさせていただきまして、賛成の立場で議論させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第72号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第29・議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第73号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第30・議案第73号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第74号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第31・議案第74号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第75号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第32・議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・請願第2号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第33・請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願に対して、反対の立場で発言します。

請願制度は、市民が議会に対して意見や要望を正式に届けるための大切な手段です。しかし、全ての要望がそのまま請願として適切であるとは限りません。請願にそぐわない要望が出された場合、どのように対応すべきかを考えることは、議会の信頼性と市民参加の質を高める上で重要であります。まず請願にそぐわない要望とは何かを明確にする必要があります、例えば個人の私的利益に偏った内容、法令に反するもの、行政の権限を超える要求、または既に解決済みの事項などが該当します。こうした要望が請願として提出された場合、議会は形式的な受理を拒否するか、内容に応じて不採択とすることができます。今回の請願に関しては、そのような観点から反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

総務文教委員会のほうでは、山岡委員長からの報告があったとおり、全員賛成というものが報告されておりますが、私の意見として反対理由を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

今回の請願理由については、ホームページの記載事項が各課によってまちまちであることから矛盾を感じ、運用基準や掲載ルールを設けるなど、統一を図ってくださいという請願が提出されております。私も、これまで議会活動、議員活動をする中で、各部署、各課のつながりが大切だと感じている事業も存在しております。

例えば市民の生活に直結する移動手段については、総務課が担当する巡回バス運行管理委託事業があり、社会福祉課では障害者等福祉タクシー料金助成事業、また外出の支援を行う移動支援事業があり、高齢福祉課では高齢者福祉タクシー料金の助成事業など移動確保の事業が混在しております。ほかにも、介護保険の介護予防などにおいて、高齢福祉課ばかりではなく、他部署が行う介護予防に直結する事業が行われており、担当課を超えた連絡調整も必要となります。

当然このような市民の移動手段等を進めるに当たり、担当課同士の関連した事業については、共通認識の下、横のつながりを密にする必要があります。時々私も矛盾を感じるがあります。そのために、愛西議会では、各種事業の費用対効果はあるのか、成果や改善、指摘や評価

をしながら、市が提供する市民サービスの向上を目指すために、各議員が切磋琢磨し、議会運営が行われています。

今回の請願事項、請願者については、市議会として市民の意見を尊重するのは当然であります。しかしながら、市民生活や暮らしに直接影響する案件でもありません。前回若者たちが中心となり請願が出された地域の防災力を高めるための請願書などは、議会として審議し、全会一致で可決されました。

このように、市民の生活、財産、暮らしに直結したものが審査対象だと考えております。指摘のある事項の矛盾については、ふだんの事務処理上で処理する軽微なものであり、理事者側で対応すべき案件であります。私は、愛西市議会として対応すべきではないと考え、請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願については反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願について、紹介議員として賛成討論のほうをさせていただきます。

初日に私の意見も述べさせていただきましたが、この議会の中でも、ほかの議員の方も修正を求めて何度もいろんな課に御意見を言っていることも明らかになりました。事前に、私も担当課での確認は、市としての運用要綱がない、きちんとした要綱で動いていないということもお話をさせていただきました。

このホームページというのは、自治基本条例に大変密着したというか、自治基本条例は情報公開、市民への自らの情報公開というのを大変重要視しています。そういった意味で、今回のホームページに関しては、単なる一つの案件というのではなく、自治基本条例にのっとった重要な案件だと私は思っております。市民が情報を得るツールとしても大変重要なものになってきております。そして、他の大学等の研究者によっても、ホームページから情報が取られているという部分で、大変愛西市の正確な情報を出す上での重要なポジションになってきていると思いますので、その点を踏まえて、ぜひ議員の皆様には賛成をいただきたいということで、賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願について、賛成討論を行います。

請願にあるように、市のホームページの運用や情報の載せ方について、運用指針等をしっかりとつくって統一してください、見やすくしてくださいというのが今回の請願の中心的な内容になっています。委員会質疑でも、運用の一応の方向性はあるとは言われていましたが、やは

りその辺の指針等をしっかりとつくり、徹底をしていくことが非常に大事ではないかというふうに考えます。

また、請願にありましたが、保育施設等の市立園については、当然行政上の必要性からも載っているけれども、清林館中・高については載せないという状況にあるという話もありました。清林館高校については、やはり教育機関であるということを考えると、また市の施策への協力等もかなり行っているという状況も考えれば、位置掲載や関連施設のリンクを貼るようなことは考えてもいいのではないかというふうに思います。

こうした請願は、直接的に市民サービスの充実という点で市民の生活が楽になるというわけではありませんが、しかし市民の皆さんがしっかりと情報を得るようにできる、市民の皆さんの利便性を高めるという点では非常に大事なことではないかというふうにも考えます。

以上の点から、この請願に対して賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時30分といたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第76号から日程第36・議案第78号まで（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第34・議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第36・議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第77号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての3議案について一括で御説明いたします。

提案理由といたしましては、本年8月に行われた人事院による国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等を踏まえ、議会の議員、特別職及び教育長の期末手当等の支給月数を改定する必要があるからでございます。

改正の内容といたしましては、議案第76号では議会の議員、議案第77号では市長及び副市長、議案第78号では教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるものです。

この改正による概要につきましては、議案第79号資料3に記載してございます。

これらの改正条例の施行期日につきましては、一部の規定を除き公布の日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、議案第76号から議案第78号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

今回、議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで一括して質問をいたします。

それぞれ8月に人事院勧告があったということで、提案もありましたが、この人事院勧告が増額をしたその背景、どういった背景があるのか教えてください。また、愛西市の財政状況を考慮した上で検討したことがあれば教えてください。

続いて、議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長の期末手当が増額する金額について教えてください。また、その合計金額は幾らになるのか教えてください。よろしく願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、人事院が増額を勧告した背景についてです。

民間企業の給与水準は、物価高騰や人手不足を背景に上昇傾向にあり、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責を重視することが適当であるとしております。さらに、採用市場における競争力を高める必要もあるため、今回の勧告内容になったものと考えております。

次に、愛西市の財政状況を考慮した検討についてです。

人事院勧告は民間給与との均衡を図ることを目的に、客観的な調査・分析に基づいて示される全国的な基準であります。人事院勧告に基づく妥当性、報酬とは異なる性格や影響、議員等の職務の公共性や責務の重要性などを総合的に検討、考慮いたしました。

続きまして、議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長の期末手当が増額する金額、その合計額についてです。

議長3万1,260円の増、副議長2万8,080円の増、議員1人当たり2万5,020円の増、市長6万9,746円の増、副市長5万7,782円の増、教育長5万388円の増となり、総額61万2,556円の増

となります。以上となります。

○4番（河合克平君）

愛西市の財政状況を考慮した上でというのは、人事院勧告の状況を考慮して入れたということかなということしか分かりませんでした。今、愛西市はこの前の報酬の引上げについての議案が否決をされましたが、同様の議案が3議案、報酬が上がるというものについては否決をされましたけれども、人事院がそうつづいたので取りあえず出すと、あとは議会のほうで判断してくださいという意味で出したのか、これはどうしても実現をすべきだということで市長部局として提出をしたのか、そういうことについての討議の内容はあったのか、またあったのであれば内容を教えてください。お願いします。

あと、合計金額は61万2,560円ということですので、これについても継続的に行われる、来年も再来年も継続していくのかなというふうに思いますが、61万2,560円について費用として支出をしていくという状況が発生するわけですが、これについては市としてどう財源なのか、どうそれを賄っていくのかということについては、既に考えがあってこの提案をされたのかと思いますけれども、その財源についての考えを教えてください。

○人事課長（加藤貴也君）

1つ目の期末手当についての考え方でございますけれども、議員等の期末手当につきましては、これまで国家公務員の指定職の期末勤勉手当の合計月数と同月数ということで、これまで推移させていただいております。

引き続き、多くの自治体においても同じ考えで推移しておりますので、そのような認識の下、進めていきたいというふうに考えております。

○財政課長（堀田 毅君）

経費につきましては、必要な経費というふうに認識しておるところでございます。以上です。

〔「財源は」の声あり〕

失礼しました。

財源については、一般財源で賄っていくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第76号から78号について一括でお聞きしたいと思います。

先ほどから、河合議員とよく似た質問なんですけれども、民間格差云々ということは理解いたしましたが、市長にお伺いしたいんですけど、次年度10億円の予算削減を目指している状況下の中、今回福祉関係の削減がされたわけですね。そういった状況の中、議員、市長、副市長、教育長の値上げを決断した理由について、市長からちょっと説明のほうを求めたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

値上げを決めた理由につきましては、人事院勧告が民間給与との均衡を図ることを目的に、客観的な調査・分析に基づき示されるものであるため、全国的な基準から逸脱しないよう人事院勧告に基づき改正をしております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

私は人事院勧告の考え方を聞いているんじゃないで、市の財政において影響が出てくるわけなので、昨日も議員報酬等の値上げをしないことの決断をしたわけじゃないですか。そうした中で、この影響額も出てくるわけなので、この行革においてこの値上げをしていいのかいけな  
いのか、そんな議論はされたのかなど、市としての判断についてお伺いをしております。

○市長（日永貴章君）

今回上程させていただいた経緯につきましては、先ほど人事院勧告に伴って、過去もそうなんですけれども、プラス改定、マイナス改定、毎年ございますけれども、それにつきましては、我々市といたしましては、人事院勧告に基づいて提案をさせていただいているということでございますので、今回についても人事院勧告がございましたので、それに伴って我々としては議会にまずは提案させていただくという考えで、今回議案の提出に至っております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑がございませんか。

〔挙手する者あり〕

佐藤信男議員。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第76号から議案第78号の条例の一部改正の一括質問をさせていただきます。

河合議員と若干似ておるところがあるんですけど、議員等の期末手当の支給月数は、過去5年間どのように改正されたのかお伺いします。

それと、人事院勧告に基づいて改正するとのことですが、どのような考え方で改正してきたのかお伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

過去5年間どのように改正されてきたのかにつきましては、令和2年度以降の改正状況について、人事院勧告に伴い、令和2年度は3.40月から3.35月に引下げ、令和3年度は3.35月で変更なし、令和4年度は3.35月から3.20月に引下げ、令和5年度は3.20月から3.40月に引上げ、令和6年度は3.40月から3.45月に引上げとなっております、いずれの条例改正案も可決していただき改正されております。

続きまして、人事院勧告に基づいて改正するとのことだが、どのような考え方で改正してきたのかにつきましては、人事院勧告は民間給与等との不均衡を是正するための全国的な基準となるものであり、期末手当の支給月数を引き上げるだけでなく、引き下げの場合においても、本市ではこれまで人事院勧告に準拠して改正をしております。以上です。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第76号に関し、過去5年間全て可決してきたと思いますが、改正に伴う影響額についてお伺いいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

議案第76号の議員の期末手当の支給月数に関して、過去5年間の改正に伴う影響額について、改正前との比較でお答えいたします。

影響額については、全議員の合計額です。令和2年度約37万円の減額、令和3年度増減なし、令和4年度約134万円の減額、令和5年度約178万円の増額、令和6年度約52万円の増額でございます。

いずれの条例改正案も議案を可決していただき、増額あるいは減額した金額で議員の皆様に支給をしております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑がございませんか。

[挙手する者あり]

高松幸雄議員。

**○17番（高松幸雄君）**

では、議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで一括で質問をさせていただきます。

まず、本定例会に提出された議案第49号から議案第51号までの議員等の報酬などに関する条例の改正と、今回の議案第76号から第78号までのことについて、ちょっと私も分かりにくいので質問させていただきたいんですけども、私の見解では、議案第49号から51号までは、議員等の報酬などに関する条例の改正は、愛西市の特別職報酬等審議会の答申に基づいて提出されたというふうに思っているんですけども、今回の議案第76号から78号の条例改正は、何に基づいての議案を提出されたということについてお尋ねをさせていただきます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

人事院は、毎年国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡を図るため、民間給与の実態等を調査・分析し、全国的な基準として人事院勧告を行っており、今回の議案も官民との均衡を是正するため、人事院勧告の内容に基づいて提出をさせていただきました。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

では、再質問をさせていただきたいと思います。

それでは、近隣の自治体についてですけども、近隣の自治体では議員等の期末手当の支給月数の改正に関しては、何に基づいて条例を改正しているのでしょうか。また、その対応状況についてどうであったのかをお尋ねさせていただきます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

これまで、近隣自治体においても本市と同様に人事院勧告に基づいて期末手当の支給月数の条例を改正しております。

なお、令和7年4月時点において、県内自治体の多くが本市と同月の支給月数である3.45月となっております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑がございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第79号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第37・議案第79号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第79号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしましては、本年8月に行われた人事院による国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等を鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当等の支給月数を改定する必要があるからでございます。

改正の内容といたしましては、一般職の職員の給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げるものです。この改正による概要につきましては議案第79号資料3に、改正による影響額につきましては議案第79号資料4に記載してございます。

これらの改正条例の施行期日につきましては、一部の規定を除き公布の日でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第79号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第79号の愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について質問をいたします。

この資料2のところには改正の内容として5点上がっておりますが、この5点の改正の内容のそれぞれの背景を教えてください。また、差額が、値上げされるということだと思っておりますが、それがどのような形で支給されるのか教えてください。また、予定されるラスパイレス指数が分かれば教えてください。そして、この人件費について令和4年、令和5年、令和6年、令和7年と全体で幾ら変動があったのか、増減も含めて教えてください。

続いて、497人が変更されるということでありましてけれども、この497人について大体幾らぐ

らいの人が何人、幾らぐらいの人が何人という、それぞれの対象の人数を教えてくださいのと、それぞれの対象の人数の中での年代の人数も併せて教えてください。

会計年度任用職員さんの扱いについて質問をいたしますが、会計年度任用職員さんについての支給基準と支給日、またもし遡るのであれば、その遡る理由、また対象人数等について教えてください。

会計年度任用職員さんと市の職員さんと、一般的には、今、同一労働同一賃金の考え方で支給をしていくということが考え方としてありますけれども、そのことを知るためにも、会計年度任用職員さんの時間給の最高と最低、また一般職員の平均の時間給の最高と最低を、時間給で割っていただいて最高と最低を教えてください。

以上、お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

順次御答弁させていただきます。

それぞれの変更する背景につきまして、初任給調整手当の上限額、自動車等を使用する場合の通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び給料月額の変動については、国家公務員と民間企業の給与等の支給状況を比較し、民間給与との均衡を図るため改定が行われるものです。

続きまして、差額の支給方法についてです。12月26日に支払いを予定しております。

予想されるラスパイレズ指数についてです。人事院勧告後の国家公務員の給与水準の資料が公表されておりませんので、算出できません。

過年度との比較についてです。一般職員の影響額は、令和4年度約2,900万円、令和5年度約6,300万円、令和6年度約1億4,500万円、令和7年度約1億2,100万円です。

続きまして、497人のうちのそれぞれの対象人数についてです。

一般職員497人に再任用職員4人を加えた501人です。その内訳として、一般行政職等が490人、単純労務職が10人、医療職が1人です。

続きまして、それぞれの年代の人数、各金額の人数についてお答えさせていただきます。

5,000円以上1万円未満21人、1万円以上1万5,000円未満479人、1万5,000円以上2万円未満1人、以上で501人です。

年代別では、20代、1万円以上1万5,000円未満147人。

30代、5,000円以上1万円未満2人、1万円以上1万5,000円未満119人。

40代、5,000円以上1万円未満2人、1万円以上1万5,000円未満101人。

50代、5,000円以上1万円未満7人、1万円以上1万5,000円未満112人、1万5,000円以上2万円未満1人。

60代、5,000円以上1万円未満10人、以上でございます。

続きまして、会計年度任用職員の支給基準と支給日、理由と対象人数についてです。

会計年度任用職員についても、正規職員同様に4月に遡って報酬等の差額を支給します。遡る理由は、会計年度任用職員についても一般職員同様の取扱いを行うべきと考えており、支給予定日は12月26日です。対象となる職員は国の基準に倣い、任期が3か月を超え、かつ出勤日

数が平均週2回以上の職員となります。対象予定者は300人です。

次に、同一労働同一賃金についての市の考え方についてです。

同一労働同一賃金については、各種法令に基づき、正規職員、非正規職員間等で均衡がとれるよう取り組んでおります。

会計年度任用職員の時間給の最高と最低についてです。

最低金額は1,287円、最高金額2,796円です。

最後に、一般職の平均時間給の最高と最低です。

最高は3,118円、最低は1,465円です。以上です。

○4番（河合克平君）

分かりました。

では、再度の質問をいたしますが、今回この1億2,100万円の値上げということでありまして、国の通知によると7年度の地方交付税については、6年から7年にかけての給与関係経費については、7年度の給与経費関係については、約7,492億円をプラスで計上しているということと併せて、令和7年度の給与改定に備えて給与改善費で2,000億円を計上して、計9,400億円が地方交付税で給料分として措置されているということであったわけですが、今回1億、昨年も一昨年もそうですけれども、昨年も地方交付税では措置されているよという、そういう国の通達があって、ありますよという話はしたんですが、今回も同様に、国の通達によると地方交付税で措置されるという案内があります。そういった点で、人件費が高騰しているということで、様々な福祉施策等々を含めて市の在り方を変えないかんということを言いながら、人件費高騰分というのは地方交付税で措置されているというのが国の立場なんです。市のほうとしては、先ほども一般財源で多分増やす分だとは思いますが、この地方交付税についての取扱い、地方交付税で増えるということについて、市としてはどのように考えているのか。当然地方交付税が増えればそれだけの収入が増えるわけで、また新たに別の支出をしていけるということにもつながりますので、地方交付税のことについて教えていただいていいでしょうか。

○財政課長（堀田 毅君）

交付税の算定費目につきましては、今回、個別に今年度創設されるという予定のほうは伺っておりますが、現在その額についてはまだ詳細が不明でございますので、そちらについてはまだお答えするようなことができないような状況でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

収入が多ければ別のところに使っていけるのではないかという見解を。

○財政課長（堀田 毅君）

交付税額については、措置額のほうが不明でございますので、幾らであるか、多いか少ないかについても現在不明でございますので、そちらについてはまだお答えすることができないような状況だということです。

○議長（近藤 武君）

他に質疑がございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第80号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

次に、日程第38・議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務課長（伊藤靖幸君）

それでは、議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

今回の補正予算については、人事院勧告に鑑み、一般職員の給料月額並びに議会の議員、特別職及び一般職員の期末手当等の引上げに加え、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び物価高対応子育て応援手当支給事業の追加交付の趣旨に鑑み、迅速に対応するため編成したものです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,099万3,000円を追加し、総額を310億5,750万3,000円とするものでございます。

本日提出、市長名でございます。

歳入については、財政課長より御説明いたします。

○財政課長（堀田 毅君）

歳入につきまして、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億4,339万1,000円を計上しました。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源として1億1,606万2,000円を計上しております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出につきましては担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明いたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは人件費の補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正につきましては、令和7年の人事院勧告によるものでございます。

一般会計補正予算書の22ページの給与費明細書により御説明させていただきます。

特別職の期末手当及び共済費については、令和7年人事院勧告を踏まえ、支給月数が0.05月引上げとなったことによる影響で18万9,000円の増額となりました。

次に、23ページが一般職員に関係するものです。

各課におきましては、給料、職員手当及び共済費で増額となっています。給料で5,739万1,000円の増、職員手当で3,827万円の増、そして共済費で651万6,000円の増、合わせて1億217万7,000円の増額となりました。

なお、職員手当のうち時間外勤務手当の84万円につきましては、物価高対応子育て応援手当給付金事業に伴う増額分になります。増額の要因としましては、給料表の給料月額の上昇、期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.025月ずつ引き上げられたことが影響しております。また、給与費明細書に記載はありませんが、退職手当組合負担金についても879万5,000円の増額となっております。なお、一般職員全体の人事院勧告に伴う影響額は、議案第79号資料4のとおりであります。

次に、24ページが会計年度任用職員に関係するものです。

各課におきまして、報酬、職員手当及び共済費で増額となっております。報酬で3,038万円の増、職員手当で335万8,000円の増、そして共済費で203万円の増、合わせて3,576万8,000円の増額です。増額の要因は、報酬月額の上昇、期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.025月ずつ引き上げられたことが影響しております。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございますので、これらの会計の増額は、一般会計と同様の要因であり、これを補正するものであります。

人件費補正の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、健康子ども部所管の項目について御説明申し上げます。

初めに、補正予算書資料に誤りがあり、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

物価高騰に対する子育て世帯の経済的負担軽減のため、市単独事業として実施しています保育所等副食代補助をさらに増額するものとして、2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、1目市民生活応援費で保育所等副食代補助金1,379万5,000円を計上し、歳入では保育所運営費保護者負担金を減額しています。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

2款9項6目物価高対応子育て応援手当支給事業費1億7,848万1,000円は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当を子供1人につき2万円支給するものです。

主な内訳としまして、扶助費で応援手当1億7,320万円のほか、委託料でシステム改修委託料119万9,000円、役務費で郵便料などの経費として222万8,000円を計上しました。

なお、これに伴う歳入としまして全額国庫補助金を計上しています。

以上、よろしく願いいたします。

次は、上下水道部長より御説明申し上げます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私からは上下水道部の所管に関するものについて御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、1目市民生活応援費、18節負担金、補助及び交付金におきまして、令和8年2月利用分から3月利用分までの上水道基本料金を2か月間免除・補助するため5,327万5,000円を計上いたしました。

内訳といたしまして、愛西市水道事業水道料金の補助金は佐織・八開地区の対象者へ1,890万7,000円、愛西市外水道給水契約者水道料金の補助金は津島市、あま市、稲沢市及び蟹江町の水道事業者と給水契約を結ぶ愛西市内在住の対象者へ17万円、海部南部水道企業団水道料金の補助金は佐屋立田地区の対象者へ3,419万8,000円になります。

なお、愛西市水道事業会計におきましては、2月、3月分の水道料金の調定額を翌年度に確定しますので、令和8年度当初予算に計上する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

次に、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

2款9項1目におきまして、小・中学校給食費無償化等事業に伴い、無償化期間に給食費無償相当額の支援金を支給するため、交付金、給食費等支援金219万3,000円を計上しました。

あわせて20ページ、21ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食管理費におきまして、交付金、給食費等支援金41万3,000円を減額いたしました。

なお、歳入、13款分担金及び負担金、2項負担金、4目教育費負担金は、小・中学校給食費無償化等事業に伴い、財源内訳の保護者に御負担いただいております学校給食費負担金4,683万2,000円を減額し、国庫支出金、総務費国庫補助金に組み替えさせていただいております。

以上で、令和7年度一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、議案第80号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、事前にお知らせしておいた質問についてお尋ねします。

予算書8ページ、9ページ、2款9項1目18節の保育所に関する給食費補助事業についてですが、民間保育所、認定こども園、移行幼稚園、未移行幼稚園、佐屋の中央保育園、佐織保育園、それぞれの対象人数を教えてください。

それから20ページ、21ページ、10款6項1目18節の給食費について、補助金減額が幼稚園関係ではありますが、これは今の2款9項1目18節のほうのそちらに入る形になるので減額をするのか、その減額の理由について教えてください。

それから、上水道料金免除補助事業の関係ですけれども、同じくこれも8ページ、9ページですが、市水道、特に南部水道等の徴収システムの変更とかに係る費用等はどうなるかについて教えてください。

それから、3点目の小・中学校の給食費の無償化事業に関してですけれども、これも小学校・中学校の対象人数と、また給食費等支援事業に関わる対象人数を教えてください。また、給食費等支援事業の場合の申請手続について、どのようにそのような形にするのかも教えてください。

それから、あと物価高対応子育て応援手当給付金事業について、10ページ、11ページ、2款9項6目ですけれども、1節の報酬で事業に関わる会計年度職員の雇用だと思えますけれども、人数を教えてください。

それから、19節の扶助費の対象となる子供の人数と、あと支給時期はいつ頃になるのかについて教えてください。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、まず初めに2款9項1目の保育所等副食代について、園のそれぞれの対象人数についてお答えします。

市内の民間保育所423人、認定こども園487人、移行幼稚園46人、佐屋中央保育園51人、佐織保育園31人、市外の保育園が71人で見込んでいます。

次に、10款6項1目の補助金の減額の理由は、国の交付金を充当するため10款の1月からの3か月分を減額し、2款9項1目に集約をいたしました。

私は一旦以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

上水道料金免除補助事業についてでございます。

愛西市水道事業のほうで52万8,000円、海部南部水道企業団が66万円でございます。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、小・中学校給食費無償化等事業並びに給食費等支援事業の対象人数についてですが、小・中学校給食費無償化等事業は小学生2,675人、中学生1,344人、給食費等支援事業は小

学生48人、中学生131人です。

続きまして、給食費等支援事業の申請手続についてですが、申請書に振込先の分かる書類を添付し申請していただきます。既に申請していただいている方につきましては、改めて手続をしていただく必要はございません。以上でございます。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

続きまして、2款9項6目の子育て応援手当支給事業費に関わる会計年度任用職員の人数については1人でございます。

次に、手当の対象人数は8,660人を想定し、第1回目の支給を2月下旬に予定をしています。以上です。

**○5番（真野和久君）**

水道料金のさっきのシステム変更費用に関して、海部南部水道のシステム変更についても愛西市で負担をしていくということによろしいのでしょうか。あるいは向こうのほうでやってもらえるのでしょうか。

それから、学校給食費に関しては財源をつけたような形になっていますけれども、今でいうと中学校は基本的に市が負担してほぼ無償化をやっているわけで、そういった費用というのはある意味上乘せしてやっているのか、あるいはそれは市のほうに戻してしまうのか、その辺りの考え方について教えてください。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

南部水道企業団のシステム改修費に関しては、市のほうから補助金として支払いすることになります。以上です。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校給食費無償化につきましては、全て保護者負担を、この交付金を活用させていただく考えの下に使わせていただきます。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑がございませんか。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、議案第80号について質問をさせていただきたいと思います。

6ページの国庫支出金、国庫補助金、総務費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について、これは市のほうで事業を決めることができる交付金であります。この3つを選択した理由について教えていただきたいと思います。

それから、この交付金がどういう年代に重点的に配付されたかということを知りたいので、次の3点について教えていただきたいと思います。

1点目は、保育所給食補助事業において、3歳から5歳の子供の1人当たりの今回の交付金の補助の金額、今回の交付金が子供1人当たりどれだけ補填されたのかを教えていただきたいと思います。

と思います。

それから、上水道についても人口1人当たりの補助額、どのように配分されたのか教えていただきたいと思います。

それから、小・中学校給食費無償化事業において、小学生1人当たりの補助の額、中学生1人当たりの補助の額、総額ではなくて今回の交付金に対しての補助の額を教えていただきたいと思います。

それから、15ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費の中のシルバー人材センターについてですけど、それから17ページの土地改良区に対して、人事院勧告によって補助額を上げたんだという説明がいただいた資料にありました。これはなぜ人事院勧告の影響を受けるのか教えていただきたい。どんな職員に対して補助をするのか教えていただきたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、3事業を選択した理由についてです。

国が求める早急な物価高騰対策を実施するため、迅速かつ効果的・効率的な事業として、市内事業者と全市民を対象とした上水道料金の基本料金を2か月間免除、子育て世帯を対象に1月から3月分の小・中学校給食費、市内保育園・幼稚園の副食費を無償化することとしました。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

保育所等給食費補助事業での1人当たりの補助額にお答えします。

月額上限3,500円に600円から1,500円を上乗せ補助し、副食費を無償にいたします。以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

上水道料金免除補助事業についてでございます。

12月1日現在の人口に対し、システム改修費を差し引いた事業費で計算しますと、1人当たりの補助金は868円となります。

どのように配分されたのかということの御質問だったかと思いますが、こちらの免除補助事業は1人当たりに支給されるのではなく、世帯当たり、事業所当たりで免除・補助する事業でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、小・中学校給食費無償化等事業の補助額についてですが、小学生が1万7,500円、中学生が1万9,500円です。以上でございます。

#### ○財政課長（堀田 毅君）

私からは、補助金の2団体以外に影響がないのかということですが、補正を要しない団体は各団体の運営の中で対応ができるためでございます。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、それぞれの団体のどんな職員に対する補助かについて答弁させていただきます。

シルバー人材センターは正規職員 3 名、嘱託職員 2 名に対する補助でございます。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

土地改良区合同事務所に在籍する正規職員 4 名、再任用職員 1 名、臨時職員 5 名に対する人件費補助でございます。以上です。

#### ○7 番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

最初に、部長のほうから 3 事業について御答弁いただいたんですけど、それはもう資料にあるので分かるわけですね。なぜこの 3 事業を選択したのか、特にこういう年代が困っているからとか、いろんな理由があると思うんですが、それをお聞きしているんです。どんな事業があるとか物価高でみんなが困っているかではなく、具体的に愛西市ではこの年代のこういう人たちに支援する必要があるからその 3 事業を選んだと思いますね。その理由をお聞きしたいのと、この 3 事業以外にどんな案が出ていてこの 3 事業としたのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、少しずつちょっと確認をさせていただきたいのは、保育所の給食については 600 円から 1,500 円まで幅があるよと、今回の臨時交付金で 600 円から 1,500 円、1 人当たりに対して補助を出していくんだよということで間違いないか教えていただきたいと思います。

それから、あと上水道についても、言われたとおり私も 1 世帯当たりということは重々承知しているので、大体恩恵として 1 人当たりどれくらいの恩恵があるのかなということでお伺いしましたので、大丈夫です。

それから、あと給食費についてなんですけれども、小学生が 1 万 7,500 円で中学生が 1 万 9,500 円です。これってもう既に中学校のほうは無償化されているので、本当にこれだけ、臨時交付金のお金の恩恵というのは 1 万 7,500 円と 1 万 9,500 円で間違いないのか。恩恵の部分だけ聞いていますので、ちょっと答弁が違うのではないかなと心配になりましたので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、あとシルバー人材センターと土地改良区の関係で、ほかは運営で対応ができるというふうの説明がありました。ちょっと具体的にどういう団体はどういったところから捻出ができるから大丈夫なのか、シルバー人材センターと土地改良区はこういう事情があるから出すんだというその点が、ちょっといま私には理解できませんでしたので、さらに詳しく説明のほうをしていただきたいと思います。以上です。

すみません、もう一個忘れました。

もう一点は、先ほどから給食の無償化について、毎回私は要保護、準要保護についてお伺いをしているわけですが、もともと給食は無償なわけなので、要保護、準要保護の児童というのは今回の臨時交付金の恩恵は給食において全く受けることができないと私は思うんですけれども、この代替案と言ったら変ですけれども、これに代わって要保護、準要保護に対して何らかの支援が用意されているのか、それについてお伺いしたいのと、現在人数が何人いるのか教えていただきたいと思います。以上です。

### ○経営企画課長（渡邊典夫君）

質問の中では、なぜこの問題を選んだかということなのですが、先日まだ決定したばかりで制度設計が曖昧な部分がある中、今までの物価高騰対応重点支援地方交付金の施策の中で、子育て支援策についても推奨事業メニューの中に設定されております。その中で今回早急にまずその事業を展開するというので、この3事業を選ばせていただきました。

また、これはちょっと内容についてなんですけど、今回交付される金額については、今回上程した部分だけではありません。実際交付される額が6億2,000万ほどの数字が来ていますので、残額があります。その残額の中で、今後市民に対して有効な施策を打ち出して行って、また上程させていただくということで考えております。以上です。

### ○健康子ども部長（人見英樹君）

保育所等給食費の補助事業の関係でお答えします。

今回、1月から3月までの3か月分について、既存の3,500円の単独補助にも今回国の交付金を充当させていただき、さらに先ほど申し上げた金額を上乗せして合計で4,100円から最大5,000円までを補助いたします。以上です。

### ○教育部長（佐藤博之君）

学校給食について私から御答弁させていただきます。

先ほど御答弁させていただきました1万7,500円、1万9,500円につきましては、小学校の児童1食当たり350円に50日を掛けた金額、また390円に50日を掛けさせていただいていた金額とさせていただきます。

今、月額、保護者の皆様には小学校においては5,600円、中学校においては1,100円、保護者負担を求めていますことから、3か月分とした場合には小学校は1万6,800円、中学生の場合ですと3,300円になります。

また先ほどの、このたびの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての給食の無償化についての考えでございますけれども、本来、先ほどの1食当たりの食材費を全てこの交付金を活用させていただくことで、教育委員会としては取り組ませていただいております。

そのことから、就学援助につきましては、他自治体の状況もきちんと確認させていただいた上で、本市といたしましては同等水準の就学援助事業を取り組ませていただいておりますことから、このたびの就学援助対象者に対する新たな制度の施策については考えているところではございません。

なお、就学援助事業対象者数でございますが、令和7年8月現在になります。小学生238人、中学生128人、合計366人でございます。以上でございます。

### ○財政課長（堀田 毅君）

私からは、ほかの団体の補助金が不用な理由についてでございます。

団体によって異なりますが、例えば自主事業の収支の中で対応ができるもの、それから退職予定者が見えるもの、それから県の補助が見込まれるため不用というようなことを伺っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑がございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第81号及び日程第40・議案第82号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第39・議案第81号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第40・議案第82号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず議案第81号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、予算の総額を61億7,151万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万9,000円を追加し、予算の総額を7,896万8,000円とするものでございます。

本日の提出、市長名でございます。

続きまして、議案第82号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万6,000円を追加し、予算の総額を63億9,778万6,000円とするものでございます。

本日の提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第81号及び議案第82号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議案第83号及び日程第42・議案第84号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第41・議案第83号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）及び日程

第42・議案第84号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第83号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出に補正予定額191万6,000円を追加し、5億1,751万3,000円とする。

第3条は、予算第4条に定めた資本的支出に補正予定額77万5,000円を追加し、4億6,663万3,000円とする。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費に補正予定額269万1,000円を追加し、9,405万2,000円とするものでございます。

本日提出、市長名でございます。

続きまして、議案第84号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出に補正予定額192万1,000円を追加し、18億6,414万9,000円とする。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入に補正予定額72万3,000円を追加し、17億6,718万4,000円、資本的支出に補正予定額147万5,000円を追加し、22億1,695万1,000円とする。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費に補正予定額339万6,000円を追加し、1億1,900万円とする。

第5条は、予算第9条に定めた他会計補助金「7億7,949万8,000円」を「7億8,022万1,000円」に改めるものでございます。

本日提出、市長名でございます。

両議案とも、補正の内容としましては人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第83号及び議案第84号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・委員会付託の省略について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第43・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第76号から議案第84号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第84号について、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議案第76号から日程第46・議案第78号まで（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第44・議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第46・議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、反対の立場で討論をいたします。

この議員と、そして市長と副市長と教育長の報酬、手当としても上がるということについて、本来、人事院勧告でそのようなことを出したので出しましたと言いながら、本来であれば、今の愛西市の財政状況を考えれば、この3つの議案を出さずに、来年度の予算編成のために歳出を削減するという立場で、この愛西市の執行部の方々はおっていただければよかったかなというふうに思います。反対をしなければならないので、提出がなければ反対も賛成もありませんので、そういった点では反対をすることになりますので、ちょっと残念だなというふうに思っています。

全体として増額は61万2,500円ということで、一般財源だというお話もありました。一般財源を削減しないかと言われていた中で、一般財源をまた増やすという提案、本当にどうかなというふうに考えるところであります。

また、民間がどうだとかこうだとか、人事院勧告がどうかこうとかというのがありますが、やはり愛西市独自の予算執行、そして予算決定権限がある我々がやっぱり一般財源を負担させるような、そういうことがあってはならないのではないかなということを考えますし、今、物価高騰で苦しんでいる市民の方々が、何で私たちの分を、負担を押しつけながら自らは

給料が上がるんですかということにつながるので、そういったことはやはりあってはならないというふうに考えますので、この3つの案についてはそれぞれ反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

では、議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの3件についての議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで本市では、議員等の期末手当の支給月数については人事院勧告に基づいて国家公務員指定職と同じ月数としてきました。これは人事院勧告が民間給与との均衡を図ることを目的に、客観的な調査と分析を行って示されるものであって、全国的な基準から大きく逸脱させないためであります。

一方、議員等の報酬は、本市の特別職報酬等審議会の答申に基づいて判断しています。今後、仮に特別職報酬等審議会で報酬等を増額と答申された場合があったとしても、国家公務員指定職の期末手当の支給月数が引き下げられた場合には、同様に期末手当の支給月数を引き下げるものと理解しております。そのため、期末手当の支給月数と報酬等は議会において分けて議論すべきであるものと私は考えます。

今回の人事院勧告に基づいた期末手当の支給月数の改正は合理性があると考えておりますので、これらの条例改正については賛成をいたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

佐藤信男議員。

○14番（佐藤信男君）

議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、賛成の立場で討論いたします。

本市では、議員等の報酬については、令和4年度から毎年特別職報酬等審議会を開催し、答申に基づいて改定されてきました。一方で、期末手当等の支給月数については、特別職報酬等審議会の開催に関わらず、人事院勧告に基づき全国的な基準から大きく逸脱することがないよ

うに改定されてきました。人事院勧告に基づいて見直すことは恣意的な改定ではないこと、民間給与の実態も踏まえているためバランスや制度の信頼性が保てること、議員の職制の維持等にもつながると考えます。また、期末手当の支給月数の引上げは、民間との均衡を是正するためのものであり単年度の調整です。恒常的なベースアップにつながる議員報酬等の改正とは制度の意味合いが異なります。

これらの改正は、人事院勧告に基づく全国的な基準に合わせる対応として合理性があると思いますので、賛成いたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論がございませんか。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第76号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第78号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、3件について討論いたします。

この3件の期末手当の支給月数の引上げは、民間給与等との不均衡を是正するため、人事院勧告に基づく制度的な見直しで、全国的な基準に準拠したものであると考えます。

また、民間水準との乖離を是正するために行う、あくまで年度限りの調整であって、先ほどの議案第49号から議案第51号にありました特別職報酬等審議会の答申を踏まえて決定している議員並びに市長、副市長及び教育長の報酬水準を将来的にわたって固定的に引き上げるものとは性質が異なります。

また、この全国的な水準に沿った措置として条例改正することは一定の合理性があると私は考えておりますけれども、答弁にもありました増減はありましたけれども、今までは認めてきたこともあり、これらの条例改正については賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第47・議案第79号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第47・議案第79号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第79号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたしますが、先ほども申し上げましたが、地方交付税では措置をしているということで国が示しています。また、値上げ分についても地方交付税の中には措置をしているということについては、国が明記をして令和7年度の地方交付税を決定しているというところがあります。しっかりと財源の問題、人件費が上がるから、一般財源が少なくなるから云々ではなくて、やはり国からの交付税の部分については、一般財源の中でどのようにしていくかということはしっかりと検討していただきたいということを再度申し上げて賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第48・議案第80号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第48・議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について反対討論を行います。

今回の補正予算案に関しては、いわゆる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対応と、それから物価高対応子育て応援手当給付金事業、また人事院勧告に基づく職員の給与等の引上げ、それから市長以下三役の期末手当の予算が含まれています。議員に関しては補正はしないということだったので、三役だけが入っています。当然、物価対応関係については、これはしっかりとやっていただきたいということと同時に、中学校の給食費とか先ほどの保育園の副食費等で市が独自に助成をしていた分に関しては、本来は予算の振り分けを変えるだけではなく、それまで市が負担してきた分に関しても上乘せして、そうした支援事業にぜひとも使っていただきたいなというふうに思っています。

そうした必要なものについて、また一般職員に関しては、自治体労働者として当然労働組合、スト権等がありませんので、そういった点でいうと、当然人事院勧告を尊重して給与を引き上げることは当たり前の話であって、それは議員あるいは三役のような特別職とは全く違う、性質が違うということは、やはりしっかりと考えておく必要があります。

そういった点については賛成であります。しかし、市三役の期末手当に関しては、やはり市の三役や、あるいは議員は特別職であって、やはりその辺については市の財政状況とかに関わるのを踏まえて三役の報酬や期末手当等は検討されるべきであるので、そういった点でやはり今回の状況の中でそのまま期末手当を引き上げて支給するというのについては問題があると思います。

以上の点から、この第80号に対しては反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第80号について反対の立場で討論をいたします。

先ほど真野議員からありましたように、私も議員報酬及び市長ら三役の期末手当については

反対としておりますので、ここに含まれていることに対して反対の立場であります。

そしてもう一つ、今後についてお話をさせていただきたいのは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてであります。

いろいろ物価高において、何度も私はこの要保護、準要保護、給食無償化においても毎回お話をさせていただいているんですが、この方たちはもうずっと前から給食が無償なんですよ。物価が上がっても恩恵が受けられない、そんな状況がずっと続いているわけです。先ほどお話があったように、今回、全ての交付金を計上したわけではないと、国から示されている推奨メニューがあって、急いでいるから取りあえず3つ選んでやったんだということでもありますので、本当にこの準要保護、要保護の御家庭に対して、何が起きてもなかなか恩恵が行っていない現状がありますので、その辺を踏まえて次の施策を考えていただくことを要望して、反対ではございますが討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

では、議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

エネルギー価格や食料品価格の高騰が長期化しており、市民生活、とりわけ子育て世帯や低所得世帯に大きな影響を及ぼしております。そうした中で、国は物価高の対応として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設して、地方自治体に対して地域の実情に応じた支援を速やかに行うよう強く求めております。

本補正予算案では、人事院勧告に伴う一般職員の給与等の改正に関わる予算が多くを占めておりますけれども、市民の皆様のために早期に対応しなければならない物価高騰対応に伴う予算が含まれております。本補正予算には、物価高騰に苦しむ市民や事業者の皆様に対する上水道基本料金の減免、子育て世帯への支援策として保育所等の副食費の無償化や小・中学校の給食費の無償化などが盛り込まれております。こうした施策は、物価高の影響を受ける市民等に対して必要な支援であると考えております。早期に実行することが重要であります。

そのためにも、補正予算を可決して速やかに事業を進める必要があると考えますので、賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

佐藤信男議員。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算では、人事院勧告に伴う職員等の給与などを改正するもののほか、国の物価高騰対応に関する内容が含まれております。国は物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者支援を速やかに行うように求めるとともに、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援することを求めています。

本補正予算では、国の交付金を活用して、市民等に上水道の基本料金を来年2月から3月までの2か月間免除する、子育て世帯には給付金として子供1人につき一律2万円を支給する、また保育所等の副食費や小・中学校の給食費を来年1月から3月まで無償化するといった即効性のある支援を行おうとしており、極めて妥当な内容であると考えます。

こうした事業は、国の示す物価高騰対応の趣旨にも合致すると考えますので、本補正予算を成立させ、市民の皆様のために一刻も早く事業実施に取り組む必要があると思いますので、本議案について賛成いたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論がございますか。

〔挙手する者あり〕

角田龍仁議員。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第80号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

ここには、人事院勧告に伴う人件費の補正ということで、議会の議員の期末手当、なおかつ特別職と教育長、こちらのほうの補正が入っておりましたが、こちらは私は反対をしてきました。しかしながら、職員の人事院勧告に伴う補正、なおかつ物価高騰対応重点支援地方創生交付金の関係の大事な交付金の補正が組まれております。やはりこの辺は速やかに進めていただきたいと思ひまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第80号を採決いたします。

議案第80号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第49・議案第81号及び日程第50・議案第82号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第49・議案第81号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第50・議案第82号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括議題とし討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第81号を採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第82号を採決いたします。

議案第82号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第51・議案第83号及び日程第52・議案第84号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第51・議案第83号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第52・議案第84号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第83号を採決いたします。

議案第83号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第84号を採決いたします。

議案第84号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第53・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第53・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題いたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第54・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第54・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題いたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和7年12月愛西市議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今議会に提案をいたしました各議案につきまして慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。これらの議案につきましては、適切な運用に努めてまいります。

中でも、本日追加で御提案をさせていただきました国の物価高騰対策に係る補助事業、給付金事業などにつきましては、効果が早期かつ最大限に現れるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

また、一般質問、議案質疑などを通じ、いただきました御意見、御提案につきましては今後の市政運営につなげていきたいと考えております。

現在、来年度、令和8年度当初予算編成作業を進めさせていただいております。市制施行20周年を迎えて、これからも愛西市が皆様方から愛され、安心して暮らしていただけるまちとなるよう、持続可能な行財政基盤の確立を目指していきたいと思っております。

さて、今年も残すところあと僅かとなりました。何かと慌ただしい師走のこの時期は交通事故が多発する傾向にあり、また空気が乾燥し、火災も発生しやすい時期でもございます。安全・安心なまち愛西の実現に向け、交通安全や防犯・防火に対する啓発にしっかりと努めてまいりますので、議員各位におかれましても、市民の皆様方にお声をかけていただき、新年を笑顔で迎えられるよう御協力をお願いいたします。

年末を迎え、これからますます寒さも本番を迎えてまいります。議員各位におかれましても、健康に十分御留意をいただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

これにて令和7年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後3時04分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

近藤 武

会議録署名議員
第4番議員

河合 克平

会議録署名議員
第5番議員

真野 和久